

平成29年度 第2回船橋市行財政改革推進会議

日時：平成29年10月6日（金）

14：00～

場所：市役所9階 第1会議室

次 第

1. 議 題

- ① 受益者負担のあり方について
- ② 公債費の抑制について

2. その他

(配布資料)

【資料1】 使用料・手数料の算定の基本的な考え方

【資料2】 「使用料・手数料の算定の基本的な考え方」の対象とする使用料・
手数料一覧

【資料3】 国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療保険事業に対する一般会
計からの繰出金の推移（一般財源ベース）

【資料4】 国民健康保険事業について

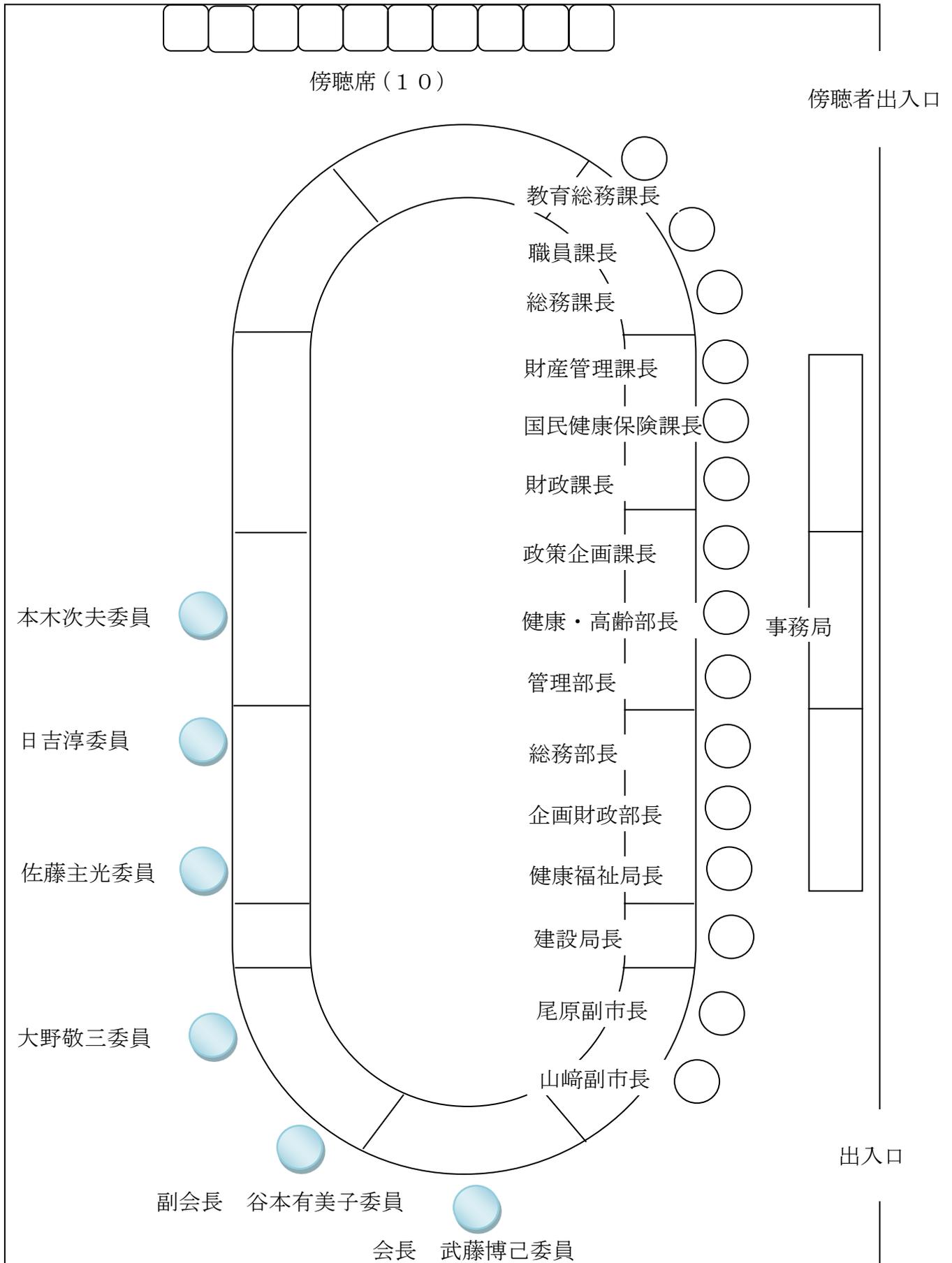
【資料5】 普通建設事業費の状況について

【資料6】 公債費負担比率等の状況

平成29年度 第2回 船橋市行財政改革推進会議 席次表

平成29年10月6日(金) 14:00~

船橋市役所9階 第1会議室



使用料・手数料の算定の基本的な考え方

I 趣旨

使用料は施設を利用した場合に、手数料は特定の者のために役務を提供した場合に、実費負担的な意味で受益者から徴収するものです。

後期基本計画の分野別計画第7章「計画の推進にあたって」では、市政・行政運営の考え方や推進方策が述べられています。その中では、主な取組みとして、受益者負担の適正化に向けて、使用料等の見直しを図ることが明示されています。

使用料及び手数料の算定にあたっては、施設の維持管理費などサービス提供に要する費用を明らかにし、一定の考え方に基づいて受益者負担額を算定することによって、負担する内容の透明性を高め、受益者となる市民の理解を得るよう努める必要があります。（算定方法の明確化）

また、受益者負担が過大にならないよう、適正な職員配置や事務事業の見直しなどによって、サービス提供に要する費用の縮減に努めることが重要です。（経費削減の取組み）

これらのことから、以下に使用料及び手数料の算定の基本的な考え方を示し、これに基づいて、受益者負担の内容が適正であるか検証するとともに、見直しによって受益者負担の適正化を図ろうとするものです。

地方自治法抜粋

（使用料）

第 225 条 普通地方公共団体は、第 238 条の 4 第 7 項の規定による許可を受けてする行政財産の使用又は公の施設の利用につき使用料を徴収することができる。

（手数料）

第 227 条 普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる。

（分担金等に関する規則及び罰則）

第 228 条 分担金、使用料、加入金及び手数料に関する事項については、条例でこれを定めなければならない。この場合において、手数料について全国的に統一して定めることが特に必要と認められるものとして政令で定める事務（標準事務）について手数料を徴収する場合には、当該標準事務に係る事務のうち政令で定めるものにつき、政令で定める金額の手数料を徴収することを標準として条例を定めなければならない。

（以下省略）

Ⅱ 使用料算定の基本的な考え方

1 原価の算定

施設を維持管理するには、光熱水費、設備保守点検、事務経費など様々な費用がかかります。また、施設によっては、施設の貸出事業だけではなく、市が主催する事業で使用する場合もあることから、どのような費用を受益者に負担させるかを明確にする必要があります。

この受益者に負担させる費用を原価として、施設の維持管理に要する費用のうち、施設の貸出事業にかかる費用に限定し算定します。

なお、市が主催する事業で施設を使用する場合などは、面積や使用件数などをもとに、施設の維持管理に要する費用を按分して、原価を算定します。

原価に算入する費用

人にかかる費用	貸出事業や施設を維持管理するための業務に、直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	貸出事業や施設を維持管理するために要する費用

原価に算入しない費用

貸出事業以外の費用	市が実施する主催事業(講座、セミナーなど)に要する費用 併設する他施設にかかる費用
施設整備にかかる費用	施設の整備にかかる経費(用地費、施設改良費)

2 使用料の算定

施設を使用する受益者が負担する使用料の総額は、「原価」に対して、施設の「性質別分類による受益者負担割合」を乗じて算定します。

$$\text{使用料} = \text{原価} \times \text{性質別分類による受益者負担割合}$$

3 施設の性質別分類による受益者負担割合

施設の性質は、公益性の高い施設や、民間も運営している市場性の高い施設など、提供するサービスの内容によって大きく異なります。このため、すべての施設を一律の受益者負担割合によって使用料を算定するのではなく、施設ごとのサービス内容について、「市場性があるか」、「公益性があるか」という2つの視点で分類し、その分類ごとに受益者負担割合を設定します。

【市場性による分類】

区分	市場的	非市場的
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似するサービスが、民間で提供されている施設 ・収益性が高い施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・同種または類似するサービスが、民間で提供されていない(ほとんどない)施設 ・収益性が低い施設
市場性	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 市場的  非市場的 </div>	

【公益性による分類】

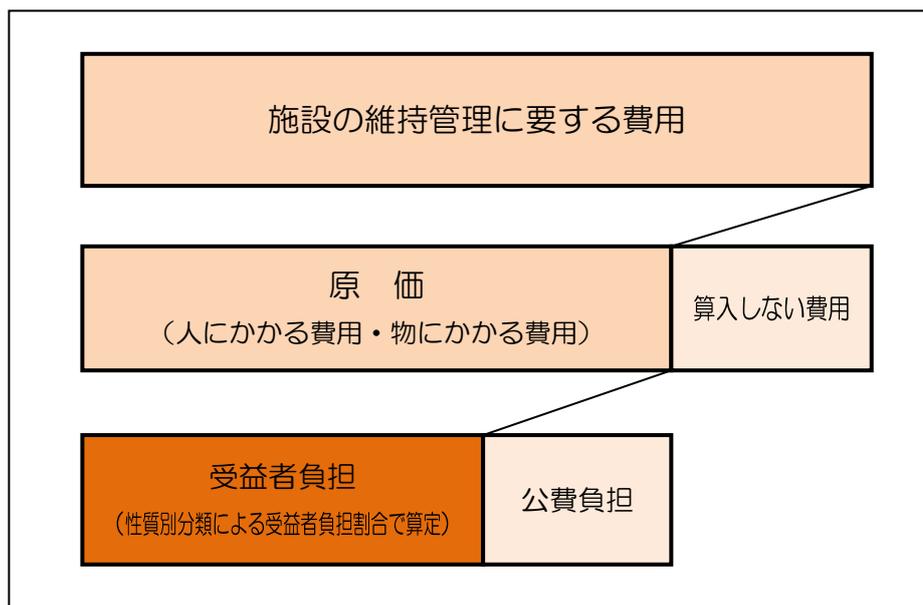
区分	公益的	私益的
性質	<ul style="list-style-type: none"> ・市民が日常生活を営む上で必要となる施設 ・世代に関係なく、広く市民に必要とされる施設 ・社会的、経済的弱者等を擁護、支援するための施設 ・安全安心な社会を形成するために、必要となる知識や教養を普及・啓発するための施設 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常生活をより便利で快適なものにするため、個人の価値観や嗜好の違いによって、選択的に利用する施設。 ・主に個人が趣味やレクリエーションの場として利用する施設
公益性	<div style="display: flex; align-items: center; justify-content: space-between;"> 公益的  私益的 </div>	

【性質別分類による受益者負担割合】

市場性・公益性の分類に基づいて、施設ごとに下記9領域のいずれかに区分し、受益者負担の割合を設定します。

<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">非市場的</div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> ↑ 市場性 ↓ </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;">市場的</div>	50%	25%	0%
	75%	50%	25%
	100%	75%	50%
	私益的	← 公益性 →	公益的

受益者負担の算定イメージ



4 見直しを検討する施設

現行の使用料が適正であるかの判断については、「性質別分類による受益者負担割合」と比較して、「原価に対する使用料徴収相当額(※)の割合」が、同じ水準であるか、かい離しているかを検証し判断します。

※ 使用料徴収相当額とは、実際に使用料として徴収した額に、市が使用料を減免あるいは無料にした分の相当額を加算した額をいいます。(使用料の減免・無料の措置が、使用料の算定額に影響しないよう調整します。)

5 適用対象外の施設

この基本的な考え方の適用対象は、「公の施設」の利用に係る使用料とします。ただし、次の施設については、適用対象外とします。

区 分		施設例
1	法令等で使用料の算定方法等が定められている施設及び法令等で使用料が無料または低額とされている施設	特別養護老人ホーム、簡易マザーズホーム、市営住宅
2	県内の他市等と同じ算定方法等が適用される施設	市立高等学校
3	原価により使用料を算定することが適当でない施設	病院、市場、下水道、看護専門学校、駐車場、駐輪場

Ⅲ 手数料算定の基本的な考え方

1 原価の算定

市では証明や審査、認可など様々な役務を提供しており、これらに要する費用については、受益者に負担させることとなります。

この受益者に負担させる費用を原価として、事務処理を行う職員の人件費や申請用紙の作成費など、役務の提供に直接必要な費用に限定し算定します。

原価の算定にあたっては、1件の処理時間にかかる職員の費用や、必要な消耗品の費用など、1件の役務提供に要する費用を、経費の積上げによって算定するものとします。（積上げ算定方式）

原価に算入する費用

人にかかる費用	当該事務を行うために直接従事する職員に要する費用
物にかかる費用	申請書及び証明書等の消耗品のほか、委託料や通信運搬費など当該事務に要する費用

※ 原価の算定は、積上げ算定方式によることを原則としますが、1件当たり原価の算定が困難な場合は、年間の原価総額を役務提供件数（総数量）で除して、1件当たり原価を算定する方法（総額算定方式）など、役務の内容に応じて、適正と判断される方法によって、原価を算定することができるものとします。

2 手数料の算定

原価については、受益者が全額負担することを基本とします。

$$\text{手 数 料} = \text{原 価}$$

3 見直しを検討する手数料

現行の手数料が適正であるかの判断については、原価と比較して、同じ水準であるか、かい離しているか検証し判断します。

4 適用対象外とする手数料

次に掲げる手数料については、この基本的な考え方の適用対象外とします。

区 分	
1	法令等で基準額を定めているもの
2	県内の他市等との協議等により金額を定めているもの
3	原価により手数料を算定することが適当でないもの

IV 見直しにあたって

1 見直しによる激変の緩和措置

使用料・手数料の見直しを行う場合、現行から大幅に増額しなければならない状況も想定されることから、利用者への急激な負担増とならないよう期間及び金額の段階的な見直しを実施するものとします。

2 見直しの定期的な検討等

今後も継続的に適正な受益者負担の確保を図るため、経費削減の取組みとともに、原価や受益者負担の検証等を定期的に行う必要があります。制度改正や急激な物価変動などにより、臨時的に見直しが必要となる場合を除き、2年ごとに見直しの検討等を行うことを基本とします。

3 その他

(1) 備品使用料

備品使用料の算定については、利用者が費用を全額負担することを基本とします。

算定例

$$\text{備品使用料(1回当たり)} = \frac{\text{取得単価} + \text{維持管理費の総額}}{\text{使用年数} \times \text{延べ利用回数(年)}}$$

(2) 指定管理者制度を適用している施設

指定管理者制度を適用している施設についても、この基本的な考え方によって、適正な使用料・手数料を算定し、指定管理者を選定する際の仕様等に明示します。

(3) その他

施設の大規模改修による貸出休止、制度改正等が予定されているなど、特段の事情がある場合は、この基本的な考え方の適用を個別に判断するものとします。

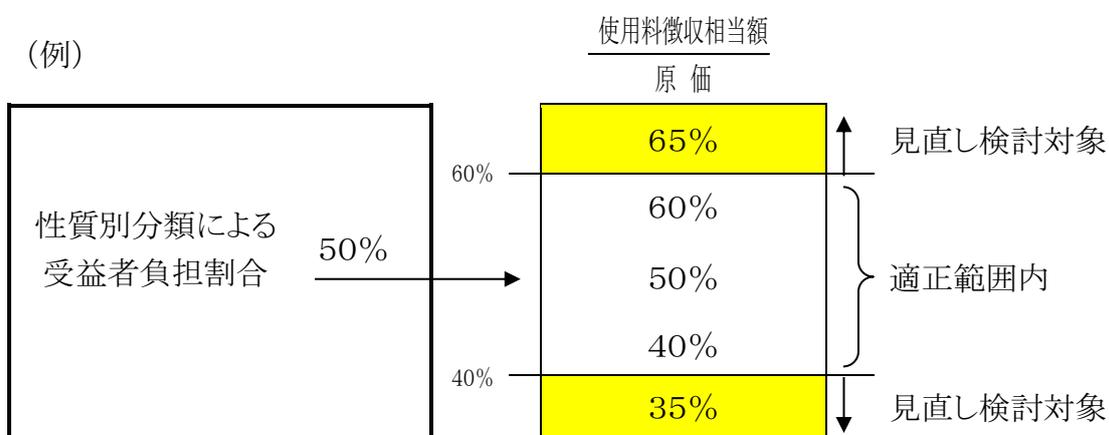
使用料・手数料の見直し方法

1. 見直しを検討する使用料・手数料

(1) 使用料について

「性質別分類による受益者負担割合」と、「原価に対する使用料徴収相当額(※)の割合」を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている施設については、使用料の見直しを検討します。

また、原価及び使用料徴収相当額は、消費税を含まない額で算定します。

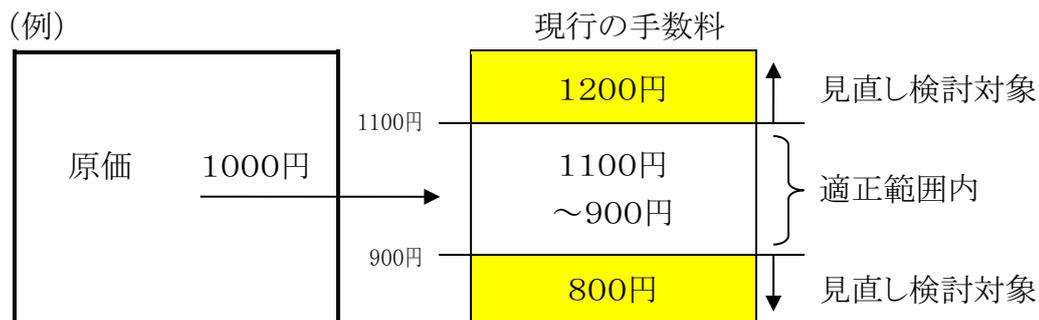


※ 使用料徴収相当額は、実際に使用料として徴収した額に、市が使用料を減免あるいは無料にした分の相当額を加算した額をいいます。

(2) 手数料について

現行の手数料と原価を比較して、「概ね±10%」を超えるかい離が生じている場合は、手数料の見直しを検討します。

また、消費税非課税手数料については、「地方公共団体の手数料の標準に関する政令」の算定と同様に原価に消費税を含む額で算定します。消費税課税手数料については、原価に消費税を含む額で算定すると、使用料の算定と同様に税抜原価での算定した場合よりも手数料額が高額となってしまうので、消費税課税手数料の原価は、消費税を含まない額で算定します。



2. 見直しによる激変の緩和措置

使用料・手数料の見直しについては、急激な負担増とならないよう、期間及び金額の段階的な見直しを行う必要があるものについては、一回の見直しにつき増額することのできる金額は、従前の金額の1.5倍程度に抑えるよう努めるものとします。

3. 「使用料・手数料算定の基本的な考え方」の適用の有無等

使用料におけるこの基本的な考え方の適用の有無について、『別表「使用料算定の基本的な考え方」の適用の有無及び性質別分類による受益者負担割合』のとおりとします。

適用対象外施設は、下記のとおりです。

①法令等で使用料の算定方法等が定められている施設及び法令等で使用料が無料または低額とされている施設

※法令等とは、法律、政令、施行令のほか通達や国からの通知を含みますが、本市の条例及び規則は含みません。

②県内の他市等と同じ算定方法等が適用される施設

③原価により使用料を算定することが適当でない施設

※病院及び市場などの公営企業や下水道事業は、主としてその経費を当該事業の経営に伴う収入を持って充てることとされており独立採算制をとっています。そのためこれらの事業では、この基本的な考え方で示した原価(維持管理費)のほか減価償却費等の他の経費についても原価に算入すべきであるため、適用対象外としています。

駐車場は、原価(維持管理費)をもとに使用料を算定するよりも近隣の駐車場の料金をもとに算定することが適当であるため、適用対象外としています。

自転車等駐車場については、利用者に受け入れられる料金以上の設定を行うことにより違法駐輪等を誘発することが考えられることや駅からの距離等に応じ料金を設定することで、駅から遠い自転車等駐車場の利用率向上や違法駐輪の減少が期待できることから適用対象外としています。

看護専門学校(入学料・授業料)については、看護専門学校が市内医療機関等における看護師の充足を図る目的で設置されたことから、原価(維持管理費)を基に使用料を算出するよりも他の学校の料金等を参考に設定することが適当であるため、適用対象外としています。

手数料におけるこの基本的考え方の適用対象外の手数料は下記のとおりです。

①法令等で基準額を定めているもの

※法令等とは、法律、政令、施行令のほか通達や国からの通知を含みますが、本市の条例及び規則は含みません。

②県内の他市等との協議等により金額を定めているもの

※屋外広告物講習会に係る手数料については、毎年、開催する講習会を県、千葉市(政令市)、柏市(中核市)、船橋市(中核市)が順番で開催しています。そのため、講習会に係る手

数料は各団体との協議による料金設定を行う必要があるため適用対象外としています。

市立高校の入学検査料については、県立学校等と均衡を図る観点から県内の他市等と同じ算定方法等を適用する必要があるため適用対象外としています。

③原価により手数料を算定することが適当でないもの

※粗大ごみ及び事業活動に伴って生じた一般廃棄物の処理については、住民や事業者を受け入れられる料金以上の設定を行うことにより不法投棄等を誘発することが考えられます。したがって住民や事業者の受容性に配慮した料金設定を行う必要があるため適用対象外としています。

し尿収集については、衛生的な生活環境や水質汚濁の防止の観点から下水道整備を進めており、下水道の普及率に反比例してし尿収集利用者が減少することになります。政策的に下水道での汚水処理を進めている観点から、し尿処理の原価を利用者のみで負担するのではなく公費による負担もする必要があるため適用対象外としています。

自転車等移送料は、道路上の不法駐輪を撤去することで道路交通の安全を保つ観点から公費による負担をする必要があります。また、原価により算定した料金が高額となり、自転車の引き取り数が減少し、手数料収入の減少につながることを考えられることから適用対象外としています。

自転車等駐車場については、利用者に受け入れられる料金以上の設定を行うことにより違法駐輪等を誘発することが考えられることや駅からの距離等に応じ料金を設定することで、駅から遠い自転車等駐車場の利用率向上や違法駐輪の減少が期待できることから適用対象外としています。

看護専門学校の入学検査料、再試験料については、看護専門学校が市内医療機関等における看護師の充足を図る目的で設置されたことから、原価を基に使用料を算出するよりも他の学校の料金等を参考に設定することが適当であるため、適用対象外としています。

4. 施設の利用形態による使用料の算定式について

施設を使用する受益者が負担する使用料は、「原価」に対して、施設の「性質別分類による受益者負担割合」を乗じて算定しますが、新規施設等の使用料を算定する場合は、下記の算定式を用いて算定します。

①会議室の貸出しなど1室あたりの原価から使用料を算定するもの

$$\text{m}^2\text{あたり1時間の使用料} = \frac{\text{原価}}{\text{貸出対象床面積} \times \text{年間貸出可能時間}} \times \text{受益者負担割合}$$

②プールの利用など1人あたりの原価から使用料を算定するもの

$$\text{1人あたりの使用料} = \frac{\text{原価}}{\text{年間目標利用者数}} \times \text{受益者負担割合}$$

細節名称	収入済額 (平成28年度決算額)	「基本的考え方」の適用対象外								
		使用料			手数料					
		無料または低額とされている施設	法令等で使用料の算定方法等が定められている施設及び法令等で使用料等が	県内の他市等と同じ算定方法等が適用される施設	当でない施設	原価により使用料を算定することが適	法令等で基準額を定めているもの	県内の他市等との協議等により金額を定めているもの	当でないもの	原価により手数料を算定することが適
下水道使用料	7,258,475,223				○					
事業活動に伴うごみ処理手数料	1,082,396,990									○
自転車等駐車場使用料	380,885,571				○					
放課後ルーム児童育成料	369,448,724									
公営住宅使用料	340,403,443	○								
戸籍住民基本台帳等事務手数料	219,187,500									
高等学校授業料	143,906,400			○						
粗大ごみ処理手数料	130,755,350									○
霊園管理料	116,822,080									
公民館使用料	87,834,481									
身体障害者福祉作業所太陽使用料	85,862,170	○								
自転車等駐車場整理料	64,195,315									○
船橋駅南口地下駐車場使用料	57,506,307				○					
霊園使用料	52,650,000									
税務手数料	49,982,750									
こども発達相談センター使用料	27,879,315									
市民文化ホール使用料	25,576,303									
し尿収集手数料	25,040,068									○
簡易マザーズホーム使用料	24,167,734	○								
看護専門学校授業料	23,280,000				○					

細節名称	収入済額 (平成28年度決算額)	「基本的考え方」の適用対象外							
		使用料			手数料				
		無料または低額とされている施設	法令等で使用料の算定方法等が定められている施設及び法令等で使用料等が	区内の他市等と同じ算定方法等が適用される施設	当でない施設	原価により使用料を算定することが適	法令等で基準額を定めているもの	区内の他市等との協議等により金額を定めているもの	原価により手数料を算定することが適
行政財産目的外使用料	20,158,394								
共同施設使用料	20,054,150								
運動公園使用料	19,133,130								
飲食店営業許可等手数料	18,134,500								
法典公園使用料	15,947,170								
市民文化創造館使用料	15,926,967								
浄化槽汚泥処理手数料	14,729,288								
狂犬病予防注射済票交付手数料	11,386,920								
自転車等移送保管料	7,522,200								○
保健所使用料	6,768,210								
犬の登録手数料	5,660,400								
霊堂使用料	5,376,480								
少年自然の家使用料	4,242,410								
医薬品販売業許可申請等手数料	3,660,400								
リハビリテーション病院診断書等交付手数料	3,500,820								
市民センター使用料	2,793,260								
北習志野近隣公園使用料	2,536,970								
高等学校入学科	2,293,900			○					
プラネタリウム観覧料	2,080,410								
高等学校入学検査料	1,764,400							○	

細節名称	収入済額 (平成28年度決算額)	「基本的考え方」の適用対象外							
		使用料			手数料				
		無料または低額とされている施設	法令等で使用料の算定方法等が定められている施設及び法令等で使用料等が	県内の他市等と同じ算定方法等が適用される施設	当でない施設	原価により使用料を算定することが適	法令等で基準額を定めているもの	県内の他市等との協議等により金額を定めているもの	原価により手数料を算定することが適
動物死体処理手数料	1,601,640								
看護専門学校入学科	1,440,000				○				
高瀬下水処理場上部運動広場使用料	1,306,520								
第一種動物取扱業登録申請等手数料	1,220,000								
視聴覚センター使用料	1,209,965								
看護専門学校入学検定料	1,170,000								○
高根木戸近隣公園使用料	1,151,040								
美容所検査手数料	1,139,000								
学校運動場夜間照明灯使用料	1,088,550								
若松公園使用料	968,460								
青少年会館使用料	966,070								
診療所開設許可等手数料	844,000								
男女共同参画センター使用料	552,740								
公園使用料	393,120								
飛ノ台史跡公園博物館使用料	375,500								
毒物劇物販売業登録等手数料	342,400								
行田運動広場使用料	286,420								
犬・猫の引取り等手数料	280,180								
霊園許可証書替手数料	256,600								
建築物管理事業登録手数料	255,000								

細節名称	収入済額 (平成28年度決算額)	「基本的考え方」の適用対象外							
		使用料			手数料				
		無料または低額とされている施設	法令等で使用料の算定方法等が定められている施設及び法令等で使用料等が	県内の他市等と同じ算定方法等が適用される施設	当でない施設	原価により使用料を算定することが適	法令等で基準額を定めているもの	県内の他市等との協議等により金額を定めているもの	原価により手数料を算定することが適
クリーニング所検査手数料	238,000								
旅館業許可等申請手数料	161,000								
リハビリセンター診断書等交付手数料	150,660								
理容所検査手数料	119,000								
看護専門学校再試験料	104,500								○
高等学校証明書交付手数料	88,800								
看護専門学校証明書交付手数料	57,800								
化製場設置許可申請等手数料	50,000								
浴場業許可申請手数料	46,000								
特定動物飼養・保管許可申請等手数料	29,000								
ふぐ営業認証申請等手数料	24,000								
都市計画証明手数料	21,000								
霊堂許可証書替手数料	10,400								

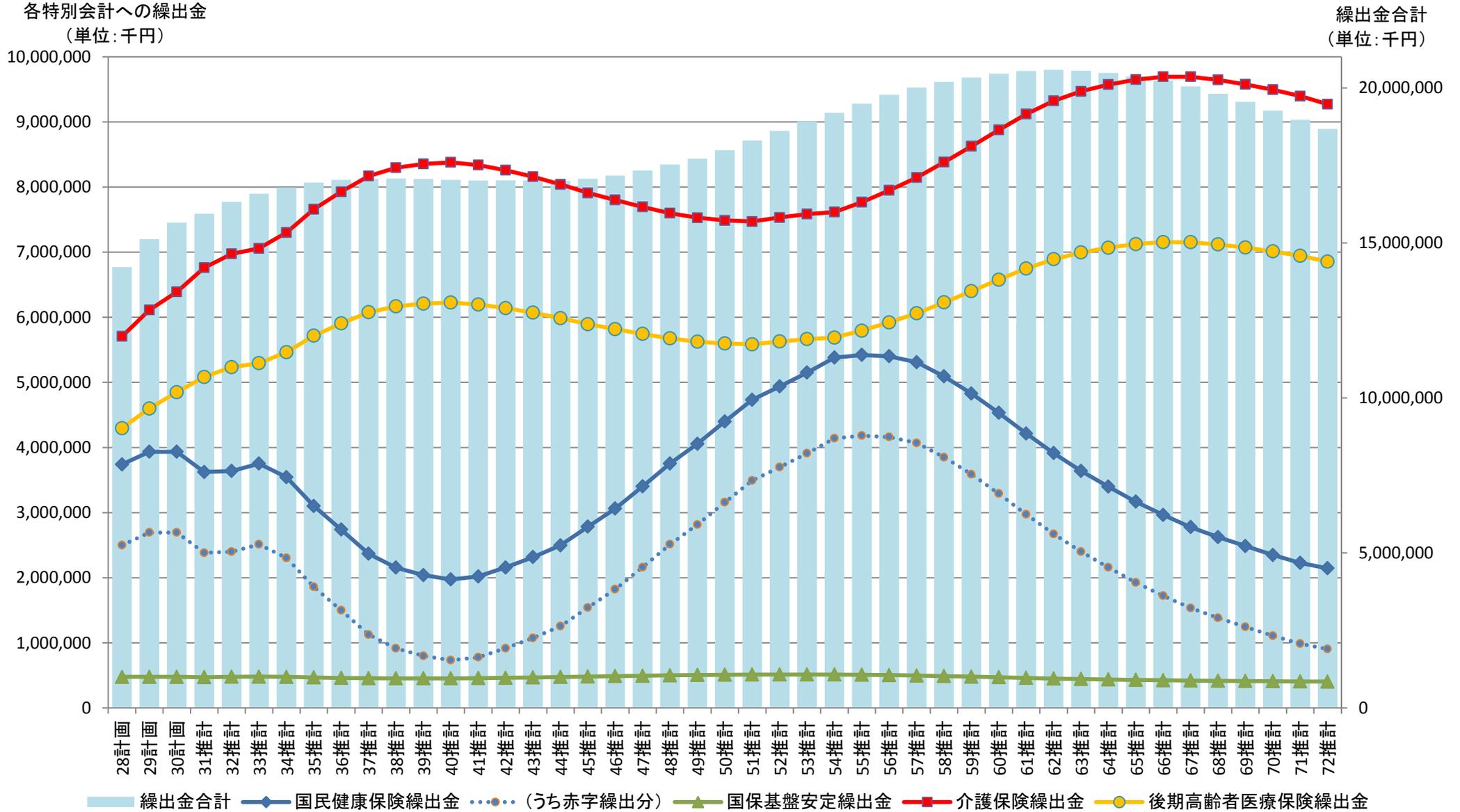
※収入済額は還付未済額を含む。

将来財政推計～平成72年度まで（平成28年度推計時点：一般財源ベース）

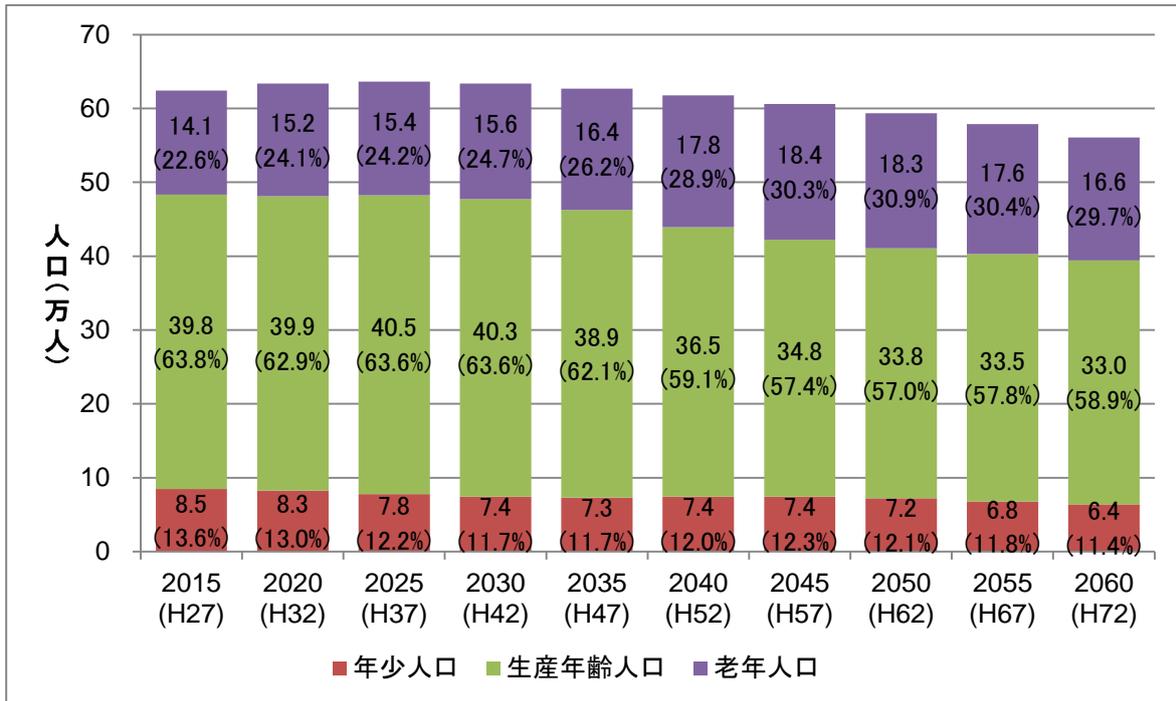
（単位：千円）

		国民健康保険		国民健康保険 基盤安定	介護保険	後期高齢者医療	左記合計	増減
			うち赤字繰出					
28計画	2016	3,740,000	2,499,000	476,642	5,706,377	4,296,315	14,219,334	
29計画	2017	3,934,320	2,693,320	476,642	6,112,568	4,599,078	15,122,608	903,274
30計画	2018	3,934,320	2,693,320	476,642	6,391,105	4,849,953	15,652,020	529,412
31推計	2019	3,624,160	2,383,160	471,974	6,760,848	5,083,815	15,940,797	288,777
32推計	2020	3,639,211	2,398,211	479,136	6,974,978	5,234,845	16,328,170	387,373
33推計	2021	3,752,256	2,511,256	480,767	7,059,215	5,294,182	16,586,420	258,250
34推計	2022	3,545,003	2,304,003	476,704	7,300,353	5,464,415	16,786,475	200,055
35推計	2023	3,100,445	1,859,445	468,116	7,659,165	5,717,201	16,944,927	158,452
36推計	2024	2,739,273	1,498,273	461,814	7,927,310	5,906,697	17,035,094	90,167
37推計	2025	2,367,637	1,126,637	455,961	8,169,733	6,077,609	17,070,940	35,846
38推計	2026	2,155,298	914,298	453,738	8,297,697	6,167,757	17,074,490	3,550
39推計	2027	2,040,512	799,512	453,820	8,356,213	6,209,374	17,059,919	▲ 14,571
40推計	2028	1,972,942	731,942	455,107	8,379,362	6,225,305	17,032,716	▲ 27,203
41推計	2029	2,018,964	777,964	458,403	8,337,565	6,196,162	17,011,094	▲ 21,622
42推計	2030	2,157,008	916,008	463,077	8,259,115	6,140,839	17,020,039	8,945
43推計	2031	2,315,860	1,074,860	468,576	8,159,445	6,070,450	17,014,331	▲ 5,708
44推計	2032	2,495,837	1,254,837	474,757	8,041,770	5,987,341	16,999,705	▲ 14,626
45推計	2033	2,783,396	1,542,396	481,712	7,909,948	5,894,354	17,069,410	69,705
46推計	2034	3,061,764	1,820,764	487,972	7,802,561	5,818,407	17,170,704	101,294
47推計	2035	3,401,482	2,160,482	494,435	7,696,461	5,743,943	17,336,321	165,617
48推計	2036	3,753,171	2,512,171	500,613	7,600,006	5,675,776	17,529,566	193,245
49推計	2037	4,056,850	2,815,850	505,813	7,528,629	5,625,455	17,716,747	187,181
50推計	2038	4,399,137	3,158,137	509,847	7,488,761	5,597,423	17,995,168	278,421
51推計	2039	4,733,394	3,492,394	512,929	7,470,756	5,584,704	18,301,783	306,615
52推計	2040	4,937,776	3,696,776	513,155	7,531,845	5,627,741	18,610,517	308,734
53推計	2041	5,150,871	3,909,871	513,110	7,585,859	5,665,591	18,915,431	304,914
54推計	2042	5,380,954	4,139,954	513,346	7,617,368	5,688,129	19,199,797	284,366
55推計	2043	5,421,768	4,180,768	509,216	7,768,481	5,794,517	19,493,982	294,185
56推計	2044	5,401,571	4,160,571	503,751	7,949,816	5,922,269	19,777,407	283,425
57推計	2045	5,310,396	4,069,396	497,350	8,145,298	6,060,332	20,013,376	235,969
58推計	2046	5,091,579	3,850,579	489,082	8,383,220	6,228,341	20,192,222	178,846
59推計	2047	4,829,396	3,588,396	480,186	8,627,573	6,400,673	20,337,828	145,606
60推計	2048	4,532,553	3,291,553	470,640	8,877,713	6,577,142	20,458,048	120,220
61推計	2049	4,214,073	2,973,073	460,721	9,122,065	6,749,659	20,546,518	88,470
62推計	2050	3,913,582	2,672,582	451,710	9,323,978	6,892,106	20,581,376	34,858
63推計	2051	3,641,124	2,400,124	443,987	9,469,946	6,994,728	20,549,785	▲ 31,591
64推計	2052	3,399,146	2,158,146	437,119	9,574,117	7,068,453	20,478,835	▲ 70,950
65推計	2053	3,167,562	1,926,562	430,584	9,651,281	7,123,036	20,372,463	▲ 106,372
66推計	2054	2,963,263	1,722,263	424,722	9,695,651	7,153,971	20,237,607	▲ 134,856
67推計	2055	2,776,277	1,535,277	419,827	9,695,008	7,153,601	20,044,713	▲ 192,894
68推計	2056	2,624,433	1,383,433	416,158	9,646,780	7,119,456	19,806,827	▲ 237,886
69推計	2057	2,485,484	1,244,484	412,852	9,578,619	7,071,543	19,548,498	▲ 258,329
70推計	2058	2,349,019	1,108,019	409,835	9,495,024	7,012,391	19,266,269	▲ 282,229
71推計	2059	2,226,940	985,940	407,032	9,397,926	6,944,286	18,976,184	▲ 290,085
72推計	2060	2,144,607	903,607	405,145	9,271,892	6,855,373	18,677,017	▲ 299,167

国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療事業に対する一般会計からの繰出金の推移(一般財源ベース)

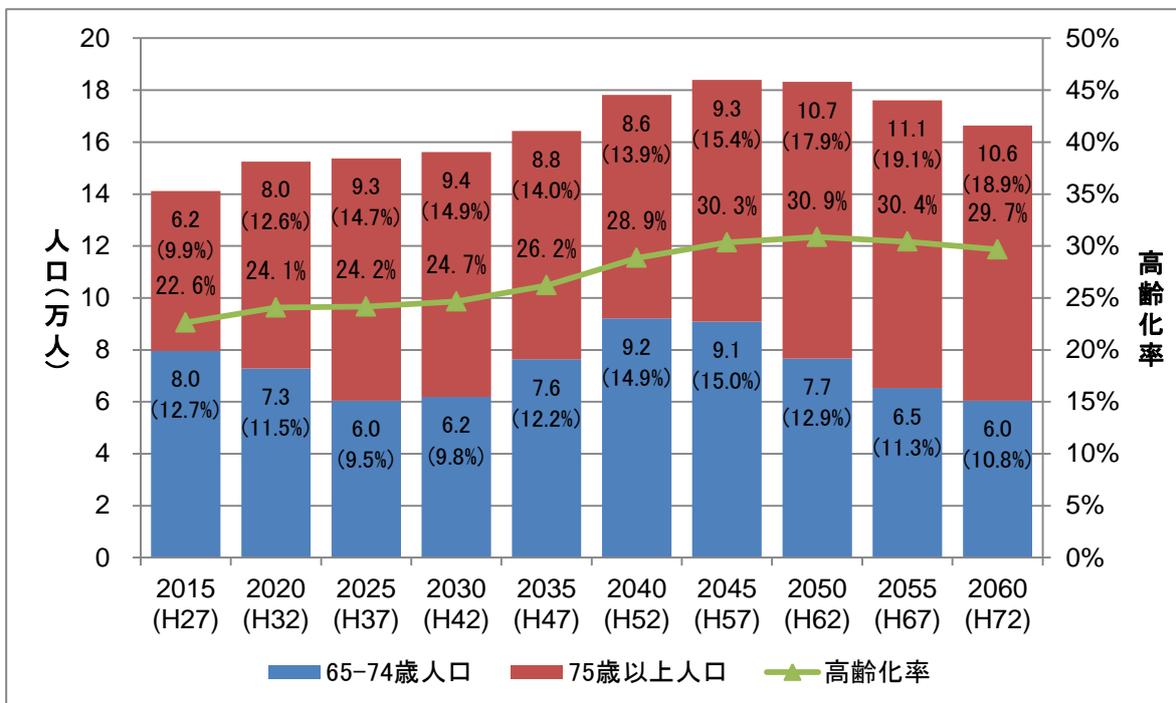


図表 19 年齢3区分別人口の将来推計



※ カッコ内は各年齢区分の総人口に占める構成比。
 ※ 2015(平成 27)年は、4月1日時点の住民基本台帳人口。

図表 20 高齢者人口と高齢化率の将来推計



※ カッコ内は65-74歳人口または75歳以上人口の総人口に占める構成比。
 ※ 2015(平成 27)年は、4月1日時点の住民基本台帳人口。
 ※ 端数処理の関係上、合計が図表 19 の老年人口数と一致しない場合がある。

国民健康保険事業について

平成29年10月6日

船橋市 健康福祉局 健康・高齢部 国民健康保険課

目 次

1.国民健康保険制度の概要について	1
2.国民健康保険事業運営の都道府県単位化について	6
3.国民健康保険事業特別会計の赤字解消・削減の取組みについて	11
4.船橋市国民健康保険事業の概要について	16
5.他市との比較について	31

1.国民健康保険制度の概要について

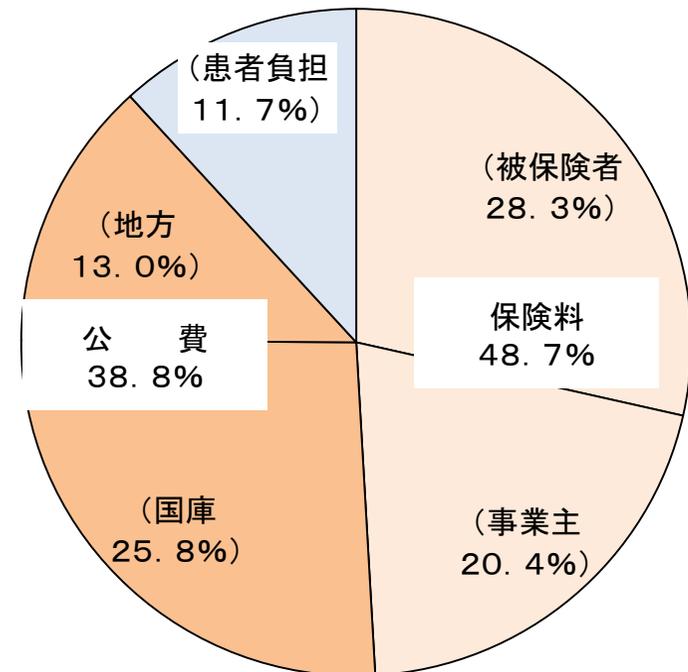
国民皆保険制度の意義

- 我が国は、国民皆保険制度を通じて世界最高レベルの平均寿命と保健医療水準を実現。
- 今後とも現行の社会保険方式による国民皆保険を堅持し、国民の安全・安心な暮らしを保障していくことが必要。

【日本の国民皆保険制度の特徴】

- ① 国民全員を公的医療保険で保障。
- ② 医療機関を自由に選べる。(フリーアクセス)
- ③ 安い医療費で高度な医療。
- ④ 社会保険方式を基本としつつ、皆保険を維持するため、公費を投入。

日本の国民医療費の負担構造(財源別)(平成26年度)



医療保険制度の体系

後期高齢者医療制度

約15兆円

- ・75歳以上
- ・約1,690万人
- ・保険者数:47(広域連合)

75歳

前期高齢者財政調整制度(約1,690万人)約7兆円(再掲)※3

65歳

国民健康保険

(市町村国保+国保組合)

- ・自営業者、年金生活者、
非正規雇用者等
- ・約3,480万人
- ・保険者数:約1,900

約10兆円

協会けんぽ(旧政管健保)

- ・中小企業のサラリーマン
- ・約3,830万人
- ・保険者数:1

約6兆円

健康保険組合

- ・大企業のサラリーマン
- ・約2,850万人
- ・保険者数:約1,400

健保組合・共済等 約5兆円

共済組合

- ・公務員
- ・約860万人
- ・保険者数:85

※1 加入者数・保険者数、金額は、平成29年度予算ベースの数値。

※2 上記のほか、経過措置として退職者医療(対象者約90万人)がある。

※3 前期高齢者数(約1,690万人)の内訳は、国保約1,300万人、協会けんぽ約220万人、健保組約90万人、共済組約10万人。

各保険者の比較

	市町村国保	協会けんぽ	組合健保	共済組合	後期高齢者 医療制度
保険者数 (平成27年3月末)	1,716	1	1,409	85	47
加入者数 (平成27年3月末)	3,303万人 (1,981万世帯)	3,639万人 〔被保険者2,090万人 被扶養者1,549万人〕	2,913万人 〔被保険者1,564万人 被扶養者1,349万人〕	884万人 〔被保険者449万人 被扶養者434万人〕	1,577万人
加入者平均年齢 (平成26年度)	51.5歳	36.7歳	34.4歳	33.2歳	82.3歳
65～74歳の割合 (平成26年度)	37.8%	6.0%	3.0%	1.5%	2.4%(※1)
加入者一人当たり 医療費(平成26年度)	33.3万円	16.7万円	14.9万円	15.2万円	93.2万円
加入者一人当たり 平均所得(※2) (平成26年度)	86万円 〔一世帯当たり〕 144万円	142万円 〔一世帯当たり(※3)〕 246万円	207万円 〔一世帯当たり(※3)〕 384万円	230万円 〔一世帯当たり(※3)〕 451万円	83万円
加入者一人当たり 平均保険料 (平成26年度)(※4) 〈事業主負担込〉	8.5万円 〔一世帯当たり〕 14.3万円	10.7万円<21.5万円> 〔被保険者一人当たり〕 18.7万円<37.3万円>	11.8万円<26.0万円> 〔被保険者一人当たり〕 22.0万円<48.3万円>	13.9万円<27.7万円> 〔被保険者一人当たり〕 27.2万円<54.4万円>	6.9万円
保険料負担率(※5)	9.9%	7.5%	5.7%	6.0%	8.3%
公費負担	給付費等の50% +保険料軽減等	給付費等の16.4%	後期高齢者支援金等の 負担が重い保険者等 への補助(※7)	なし	給付費等の約50% +保険料軽減等
公費負担額(※6) (平成29年度予算ベース)	4兆2,879億円 (国3兆552億円)	1兆1,227億円 (全額国費)	739億円 (全額国費)		7兆8,490億円 (国5兆382億円)

(※1) 一定の障害の状態にある旨の広域連合の認定を受けた者の割合である。

(※2) 市町村国保及び後期高齢者医療制度については、「総所得金額(収入総額から必要経費、給与所得控除、公的年金等控除を差し引いたもの)及び山林所得金額」に「雑損失の繰越控除額」と「分離譲渡所得金額」を加えたものを年度平均加入者数で除したものである。(市町村国保は「国民健康保険実態調査」、後期高齢者医療制度は「後期高齢者医療制度被保険者実態調査」のそれぞれの前年所得を使用している。)

協会けんぽ、組合健保、共済組合については、「標準報酬総額」から「給与所得控除に相当する額」を除いたものを、年度平均加入者数で除した参考値である。

(※3) 被保険者一人当たりの金額を表す。

(※4) 加入者一人当たり保険料額は、市町村国保・後期高齢者医療制度は現年分保険料調定額、被用者保険は決算における保険料額を基に推計。保険料額に介護分は含まない。

(※5) 保険料負担率は、加入者一人当たり平均保険料を加入者一人当たり平均所得で除した額。

(※6) 介護納付金及び特定健診・特定保健指導等に対する負担金・補助金は含まれていない。

(※7) 共済組合も補助対象となるが、平成23年度以降実績なし。

市町村国保の概要

- 市町村国保とは、他の医療保険に加入していない住民を被保険者とする、国民皆保険制度の基礎である。(1,716保険者)
- 被保険者数：約3,200万人
 - ・ 昭和30年代は農林水産業者、自営業者が中心 → 現在は非正規労働者や年金生活者等の無職者が7割を占める。
 - ・ 平均年齢：51.9歳(平成27年9月末)
- 保険料：全国平均で、一人当たり年額11.0万円(平成27年度)
 - ・ 実際の保険料は、各市町村が医療費水準等を勘案して定めている。
 - ※ また、各都道府県内の全市町村は、財政の安定化や医療費水準・保険料水準の平準化のため、医療費を共同で負担する事業(保険財政共同安定化事業)を実施している。

(平成29年度予算ベース)

財源構成

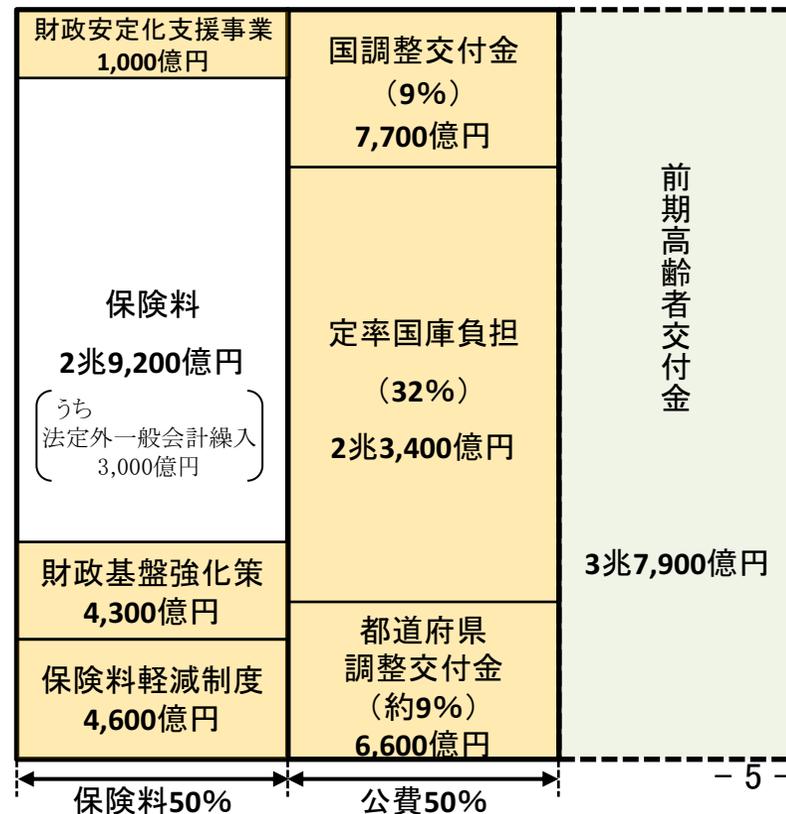
医療給付費 … 総額で約11.5兆円

- うち、約3.8兆円は、被用者保険からの交付金
(65歳～74歳の医療費について、被用者保険も含め、保険者間で財政調整)
- 残りの約8兆円について、
 - ・ 公費50%、保険料50%を原則としつつ、
 - ・ 更に、低所得者の保険料軽減措置への財政支援等として、約8,900億円の公費を追加投入(→ 結果、公費は約60%)

(参考)

- 「調整交付金」
 - ・ 市町村間の財政力の不均衡を調整するためや、災害など地域的な特殊事情を考慮して交付
- 「財政基盤強化策」
 - ・ 高額な医療費(1件80万円超)や、低所得者が多い市町村国保への財政支援(高額医療費共同事業、保険者支援制度)
- 「財政安定化支援事業」
 - ・ 市町村国保財政の安定化、保険料平準化のため地方財政措置

医療給付費等総額：約11兆5,000億円



2.国民健康保険事業運営の 都道府県単位化について

国保制度改革の概要(運営の在り方の見直し)

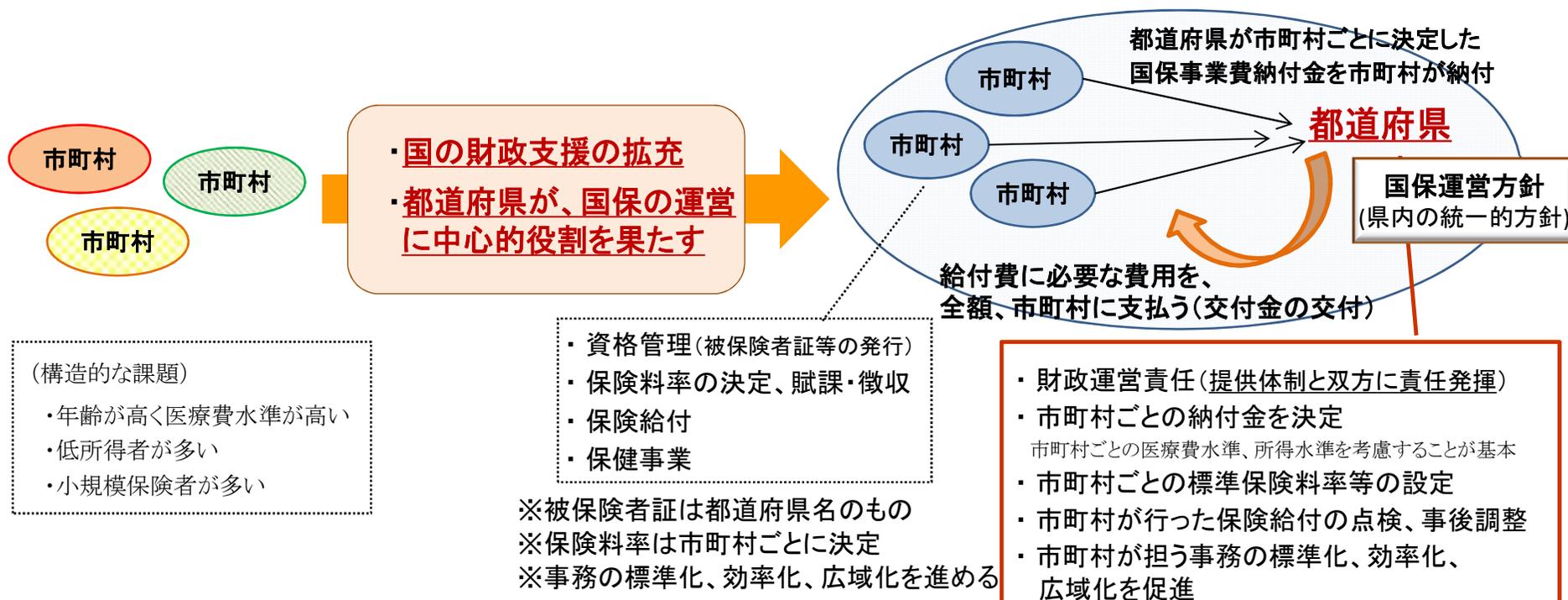
○平成30年度から、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等の国保運営に中心的な役割を担い、制度を安定化

- ・給付費に必要な費用は、**全額**、都道府県が市町村に交付
- ・将来的な保険料負担の平準化を進めるため、都道府県は、市町村ごとの標準保険料率を提示(標準的な住民負担の見える化)
- ・都道府県は、**国保の運営方針を定め**、市町村の事務の効率化・広域化等を推進

○市町村は、地域住民と身近な関係の中、資格管理、保険給付、保険料率の決定、賦課・徴収、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き担う

【現行】市町村が個別に運営

【改革後】都道府県が財政運営責任を担うなど中心的役割



○ 詳細については、引き続き、地方との協議を進める

なお、国の普通調整交付金については、都道府県間の所得水準を調整する役割を担うよう適切に見直す

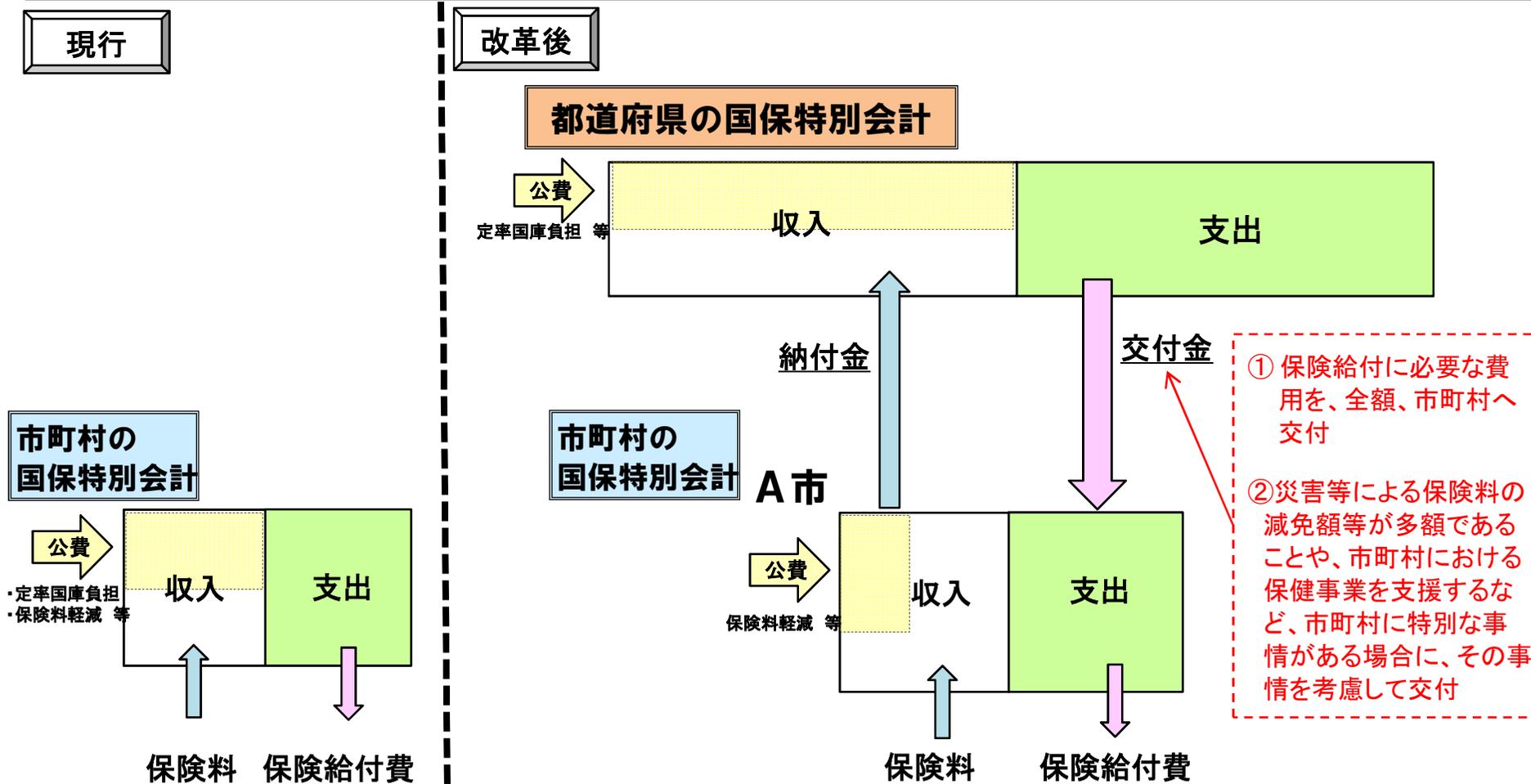
改革後の国保財政の仕組み(イメージ)

○ 都道府県が財政運営の責任主体となり、市町村ごとの国保事業費納付金の額の決定や、保険給付に必要な費用を、全額、市町村に対して支払う(保険給付費等交付金の交付)ことにより、国保財政の「入り」と「出」を管理する。

※ 都道府県にも国保特別会計を設置

○ 市町村は、都道府県が市町村ごとに決定した納付金を都道府県に納付する。

※ 納付金の額は、市町村ごとの医療費水準と所得水準を考慮



改革後の国保財政運営における国、都道府県、市町村の役割

<国の役割>

- 国は、定率国庫負担等を行うことで、国保財政全体に対し一律の財政支援を行うと同時に、全国レベルで調整すべき、都道府県間の所得水準の調整、全国レベルで調整すべき都道府県・市町村の特別な事情等を考慮して調整交付金を配分する。
- 都道府県、市町村の医療費適正化等に向けたインセンティブとして支援金を交付する。

<都道府県の役割>

- 都道府県は、都道府県内市町村の医療給付、後期高齢者支援金、介護納付金等を支払い、その財源として国や都道府県一般会計からの公費や市町村から集める納付金を充てる。
- 市町村間の医療費水準や所得水準を調整し、市町村ごとの納付金を配分する。また、納付金を納めるために必要な標準保険料率を示す。
- 国保の財政運営の責任主体として、一般会計から定率の繰入を実施し、都道府県の国保財政全体の安定化を図るとともに、都道府県内で調整すべき各市町村の特別な事情（納付金の算定方法変更等に伴う保険料の急激な変化等）を調整するため、一般会計から繰入れ、市町村に交付金を配分する。
- 財政安定化基金を設置し、予期せぬ給付増や保険料収納不足に対し、貸付及び交付を行うことで、当該都道府県内の国保財政を安定化させる。

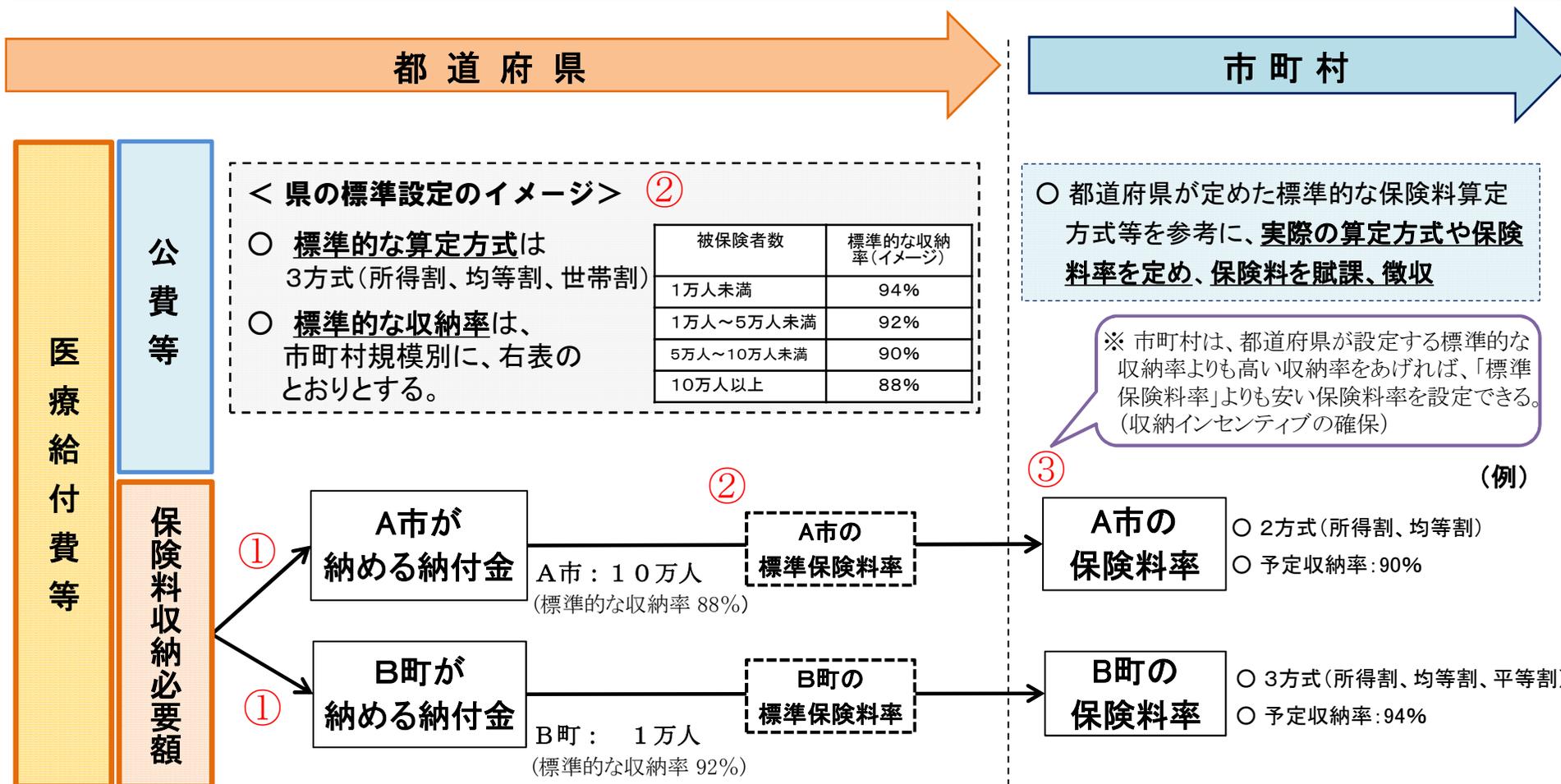
<市町村の役割>

- 市町村は都道府県が定めた納付金を納めるため、都道府県に示された標準保険料率を参考にして、条例において国保の保険料率を決定し、賦課・徴収を行う。
- 地域住民と身近な関係のもと、資格管理、保険給付、保健事業等、地域におけるきめ細かい事業を引き続き実施する。

※その他、従来から実施している国保財政安定化のための公費支援（高額医療費、保険者支援、保険料軽減等）を引き続き実施

国保保険料の賦課・徴収の基本的仕組み（イメージ）

- 都道府県は、
 - ・ 医療給付費等の見込みを立て、市町村ごとの国保事業費納付金（※）の額を決定（①）
 ※ 市町村ごとの医療費水準、所得水準を考慮
 - ・ 都道府県が設定する標準的な算定方式等に基づいて市町村ごとの標準保険料率を算定・公表（②）
- 市町村は、都道府県の示す標準保険料率等を参考に、それぞれの保険料算定方式や予定収納率に基づき、それぞれの保険料率を定め、保険料を賦課・徴収し、納付金を納める。（③）



3.国民健康保険事業特別会計の 赤字解消・削減の取組みについて

都道府県国民健康保険運営方針策定要領(抜粋)

(赤字解消・削減の取組、目標年次等)

- 市町村において行われている決算補填等を目的とする一般会計繰入や前年度繰上充用については、今回の財政支援措置の拡充と都道府県から保険給付に要した費用を全額交付する仕組みの中で、解消が図られる方向となっているが、収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、保険料の適正な設定等により、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定めること。

※ 市町村ごとの標準保険料率（以下「市町村標準保険料率」という。）は、標準的な収納率をもとに算定した各市町村が徴収すべき額に係る保険料率であるため、市町村標準保険料率を賦課し、標準的な収納率分の保険料を徴収することができていれば、基本的に赤字は発生しないことに留意。

- 赤字市町村については、赤字についての要因分析（医療費水準、保険料設定、保険料収納率等）を行うとともに、必要な対策について整理すること。これを踏まえ、都道府県は、市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定めること。

※1 赤字解消・削減の取組や目標年次の設定は、都道府県及び市町村が十分に協議を行った上で、その実現可能性も踏まえつつ、最終的には、都道府県が国保運営方針とあわせて設定することとなる。なお、目標年次等の設定に当たっては、例えば、

- ・ まずは赤字解消・削減の取組や目標年次に係る都道府県の全体的な方向性等について連携会議の場を活用し検討
- ・ 赤字市町村において、都道府県の全体的な方向性や赤字の要因分析及び必要な対策の整理を踏まえ、目標年次等の案を作成
- ・ 赤字市町村が作成した目標年次等の案を都道府県が集計
- ・ 都道府県において、他の赤字市町村の目標年次や取組状況も踏まえつつ、必要に応じ、目標年次の前倒し等について赤字市町村と協議

といった手順で設定することも考えられる。その際、市町村ごとに目標年次の設定の要否が年度単位で変動することも考えられるため、例えば、国保運営方針本体においては都道府県の全体的な方向性を定め、国保運営方針とは別に市町村の目標年次等を設定することとし、毎年、取組の評価に応じて見直していく方法が考えられる。

※2 赤字解消・削減の取組や目標年次については、新制度における納付金、市町村標準保険料率、公費等を勘案し、平成30年度から設定することが望ましい。

- その際、赤字の解消又は削減については、国民健康保険が一会計年度を収支として行う短期保険であることに鑑み、原則として赤字発生年度の翌年度に解消を図ることが望ましいものであるが、被保険者の保険料負担の急変を踏まえると、単年度での赤字の解消が困難な場合は、例えば、5年度以内の計画を策定し、段階的に赤字を削減し、できる限り赤字を解消するよう努めるものとするなど、市町村の実態を踏まえて、その目標を定めること。

赤字解消の取組経緯

昭和34年1月

昭和36年4月

昭和46年11月

平成22年5月

平成30年3月

新国民健康保険法成立

国民皆保険の達成

広域化等支援方針の取組

実質収支の均衡・繰上充用の解消

保険者の自主的な財政再建 →収支均衡の実質的な回復

多額の赤字を生じ、国保事業の運営に支障をきたしている保険者がみうけられる。赤字保険者は、財政再建計画を定め、自主的な財政再建を行うこととし、おおむね5年以内の国保特別会計(事業勘定)の収支均衡の実質的な回復を図る。

赤字保険者に赤字解消計画を義務づけ

→実質収支の均衡・累積赤字解消

国保特別会計(事業勘定)の実質収支が2年連続して赤字の保険者が策定するものであるが、恒常的支出に対応する収入を確保しつつ、原則5年以内に累積赤字を解消するための計画。

繰上充用の解消・一般会計繰入の解消

広域化等支援方針に基づく赤字解消の取組

→まずは繰上充用の計画的解消、次いで、一般会計繰入による赤字補填分のできる限り早期の解消

赤字解消の目標年次については、まずは、繰上充用分の計画的な解消を図り、目標を定める。次いで、一般会計繰入による赤字の補てん分については、保険料の引上げ、収納率の向上、医療費適正化策の推進等により、できる限り早期に解消するよう努める。

平成30年4月
国民健康保険改革

第1期 国保運営方針

平成36年4月

第2期 国保運営方針

都道府県も国保の保険者に(3400億円の公費拡充)

決算補填等目的の一般会計繰入と前年度繰上充用金の新規増加分の計画的・段階的な解消、削減

国保財政の基盤強化・財政運営の安定化

→「決算補填等を目的とする一般会計繰入」と「前年度繰上充用金の新規増加分」を計画的・段階的に解消・削減

※30年度以前の累積赤字(前年度繰上充用)は、市町村の実情に応じ、可能な限り計画的な解消・削減を目指す

決算補填等を目的とする一般会計繰入や前年度繰上充用について、収納率の向上や医療費適正化の取組にあわせ、保険料の適正な設定等により、計画的・段階的な解消が図られるよう、実効性のある取組を定める。

赤字市町村については、赤字についての要因分析、必要な対策の整理を行う。これを踏まえ、都道府県は、市町村ごとの赤字の解消又は削減の目標年次及び赤字解消に向けた取組を定める。

解消・削減すべき赤字の定義の変遷

平成22年度

平成30年度

赤字解消計画による取組

広域化等支援方針による取組

国保運営方針による取組

実質収支の赤字

繰上充用金

繰上充用金

新規増加分

赤字補填分の
一般会計繰入

負担抑制分
(黒字分)

決算補填等
目的の
一般会計繰入

繰上充用金
(新規増加分)

平成30年度以降、国保運営方針のもと、市町村が計画的に解消・削減すべき赤字

※ 定義の変更により対象市町村数は増加するが、公表する場合には、従前の定義による対象市町村数も併せて公表することとし、新定義との違いを区別する。

実質収支の赤字

繰上充用金
(累積分)

平成30年度以降、市町村が地域の実情に応じて可能な限り計画的に解消・削減

3. 法定外繰入金の分類

船橋市における法定外繰入金の分類（千円）

		平成29年度 予算	平成28年度 決算	平成27年度 決算	平成26年度 決算	平成25年度 決算	平成24年度 決算	平成23年度 決算
法定外繰入金合計		2,500,000	2,260,000	2,740,000	1,650,000	1,371,000	1,115,000	1,330,000
決算補填等目的		1,787,677	1,667,268	2,216,252	1,197,837	951,241	704,267	922,673
保険者 判断に よるもの	保険料(税)の負担緩和を図るため	1,772,677	1,651,363	2,200,742	1,185,062	936,272	688,482	897,538
	地方単独の保険料(税)の軽減額	15,000	15,905	15,510	12,775	14,969	15,785	25,135
	任意給付に充てるため	0	0	0	0	0	0	0
保険者 判断に よらない もの	保険料の収納不足のため	0	0	0	0	0	0	0
	累積赤字補填のため	0	0	0	0	0	0	0
	医療費の増加	0	0	0	0	0	0	0
	後期高齢者支援金	0	0	0	0	0	0	0
	公債費、借入金利息	0	0	0	0	0	0	0
	高額療養費貸付金	0	0	0	0	0	0	0
決算補填等以外の目的		712,323	592,732	523,748	452,163	419,759	410,733	407,327
	保険料(税)の減免額に充てるため	19,000	18,095	18,680	17,728	14,895	31,078	38,603
	地方独自事業の波及増補填等	217,274	216,765	158,285	101,325	102,256	97,039	97,820
	保健事業費に充てるため	476,049	357,872	346,783	333,110	302,608	282,616	270,904
	直営診療施設に充てるため	0	0	0	0	0	0	0
	納税報奨金（納付組織交付金）	0	0	0	0	0	0	0
	基金積立	0	0	0	0	0	0	0
	返済金	0	0	0	0	0	0	0
	その他	0	0	0	0	0	0	0

4.船橋市国民健康保険事業の概要に ついて

4-1. 人口と被保険者数の推移

平成5年度以降

市人口の増加及び高齢化に伴い、国民健康保険被保険者数は増加傾向

平成20年度

高齢者医療制度導入に伴い、国民健康保険の被保険者数は大きく減少

平成21～23年度

被保険者数も微増傾向

平成24年度以降

減少傾向となっており、ここ数年著しい減少

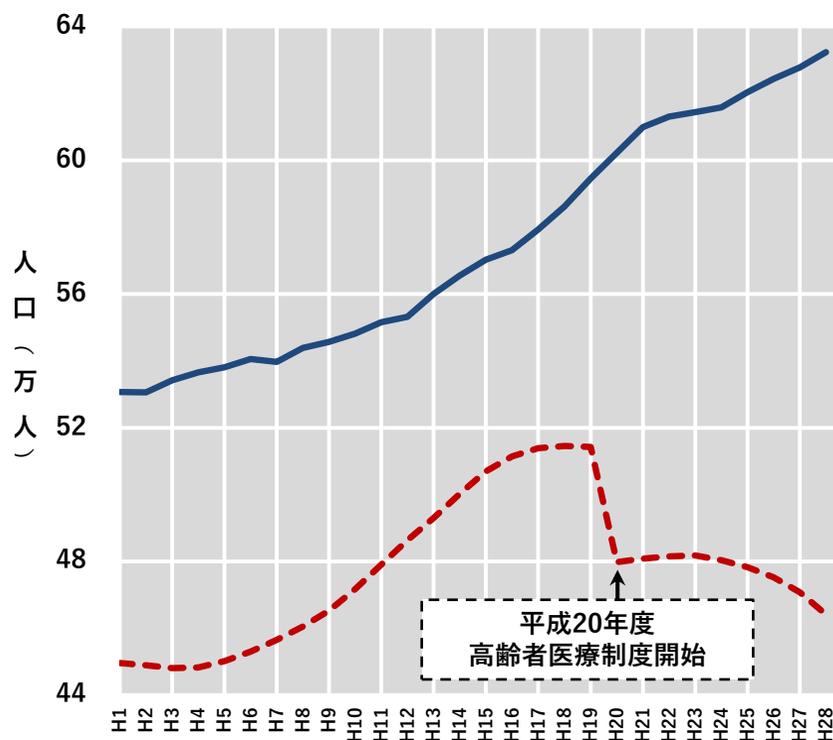


図4-1-1 人口と被保険者数の推移 (平成元年度～)

※人口は各年度末、被保険者数は年度平均 (3月～翌年2月末)

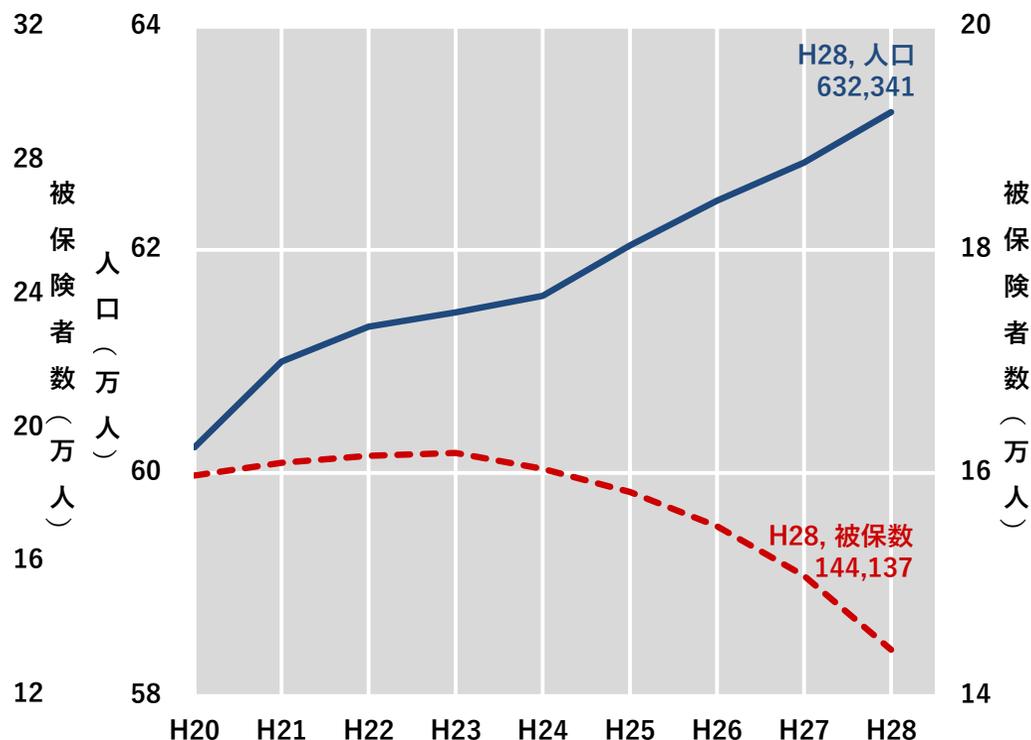


図4-1-2 人口と被保険者数の推移 (平成20年度～)

4-1. 人口と被保険者数の推移

表4-1-1 人口と被保険者数・国保加入率

年度	市人口	国保被保数	国保加入率	年度	市人口	国保被保数	国保加入率
平成元年度	530,717	129,616	24.42%	平成15年度	570,309	186,993	32.79%
平成2年度	530,602	128,920	24.30%	平成16年度	573,093	191,369	33.39%
平成3年度	534,162	128,085	23.98%	平成17年度	579,244	193,847	33.47%
平成4年度	536,546	128,257	23.90%	平成18年度	586,228	194,575	33.19%
平成5年度	538,051	130,185	24.20%	平成19年度	594,608	194,218	32.66%
平成6年度	540,543	133,017	24.61%	平成20年度	602,301	159,768	26.53%
平成7年度	539,698	136,511	25.29%	平成21年度	609,987	160,891	26.38%
平成8年度	543,835	140,571	25.85%	平成22年度	613,094	161,515	26.34%
平成9年度	545,647	145,229	26.62%	平成23年度	614,383	161,780	26.33%
平成10年度	548,177	151,773	27.69%	平成24年度	615,876	160,363	26.04%
平成11年度	551,606	159,030	28.83%	平成25年度	620,389	158,277	25.51%
平成12年度	553,195	166,311	30.06%	平成26年度	624,396	155,204	24.86%
平成13年度	560,039	172,955	30.88%	平成27年度	627,816	150,763	24.01%
平成14年度	565,510	180,225	31.87%	平成28年度	632,341	144,137	22.79%

※人口は各年度末、被保険者数は年度平均（3月～翌年2月末）

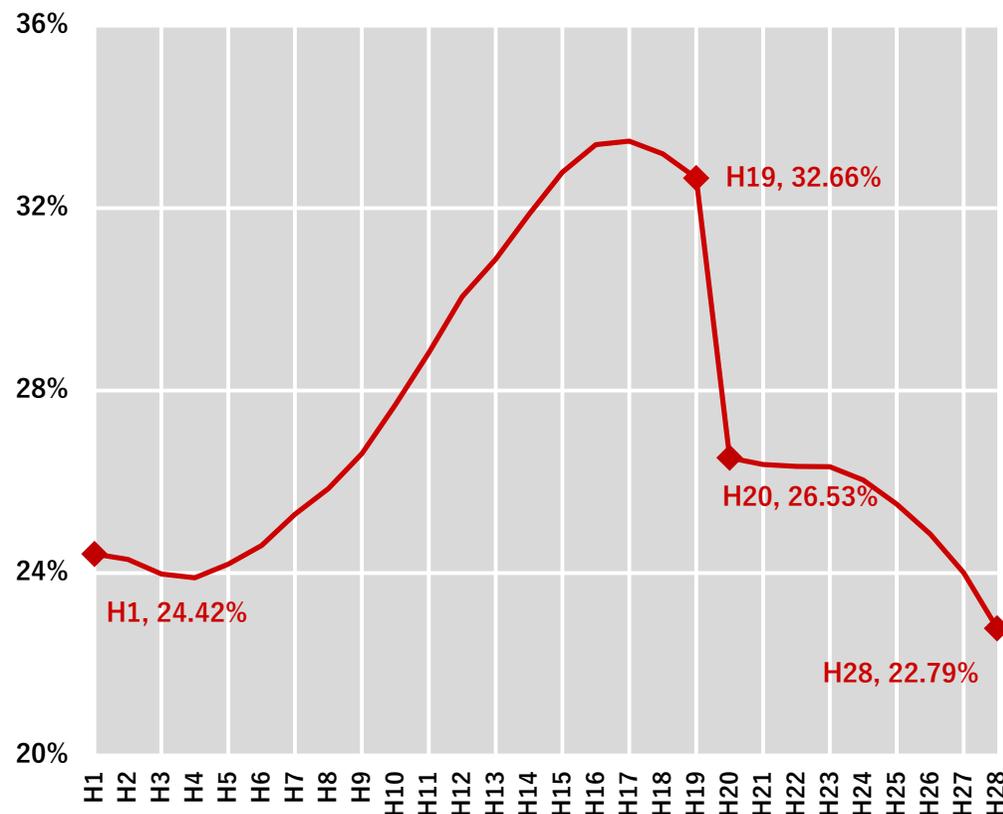


図4-1-3 国保加入率の推移（平成20年～）

4-1. 被保険者の年代別分布

表4-1-2 船橋市 年代別国保被保険者数

	被保険者数	構成比
70代	29,141人	21.06%
60代	40,045人	28.94%
50代	14,051人	10.15%
40代	16,889人	12.21%
30代	13,107人	9.47%
20代	12,520人	9.05%
10代	6,877人	4.97%
9歳以下	5,736人	4.15%
合計	138,366人	100.00%

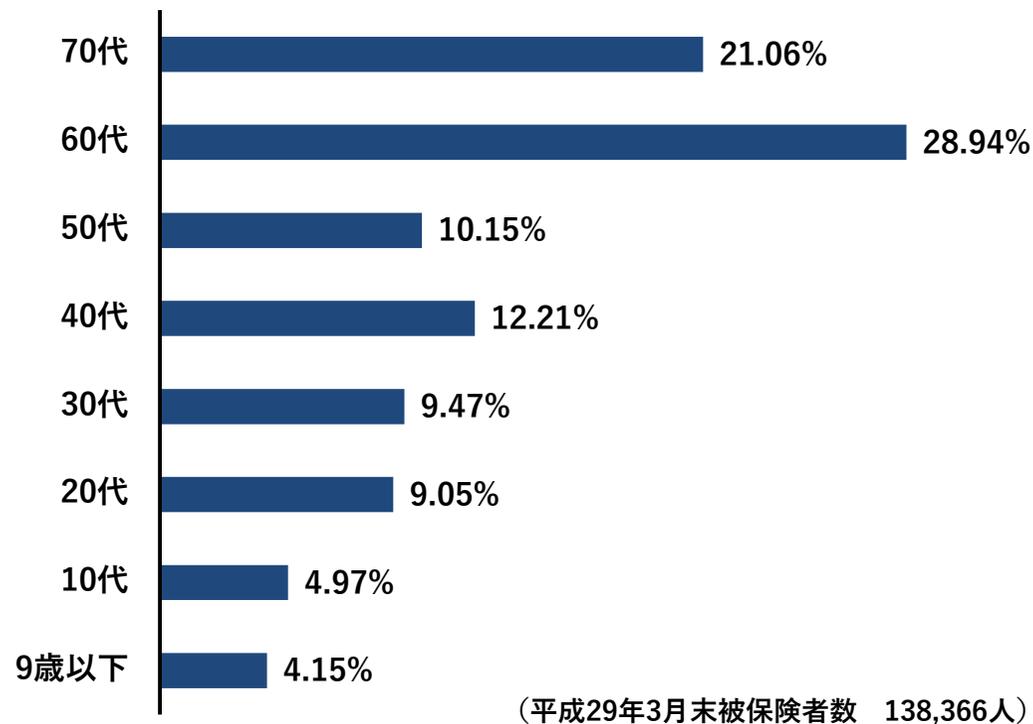


図4-1-4 船橋市 年代別国保被保険者数割合

4-1. 被保険者の所得階層別分布

表4-1-3 船橋市 国保被保険者の所得階層別人数

所得	被保険者数	構成比
0-	66,632人	47.48%
100万円～	33,046人	23.55%
200万円～	17,725人	12.63%
300万円～	9,393人	6.69%
400万円～	4,568人	3.26%
500万円～	2,460人	1.75%
600万円～	1,535人	1.09%
700万円～	901人	0.64%
800万円～	660人	0.47%
900万円～	439人	0.31%
1000万円～	2,968人	2.12%
合計	140,327人	100.00%

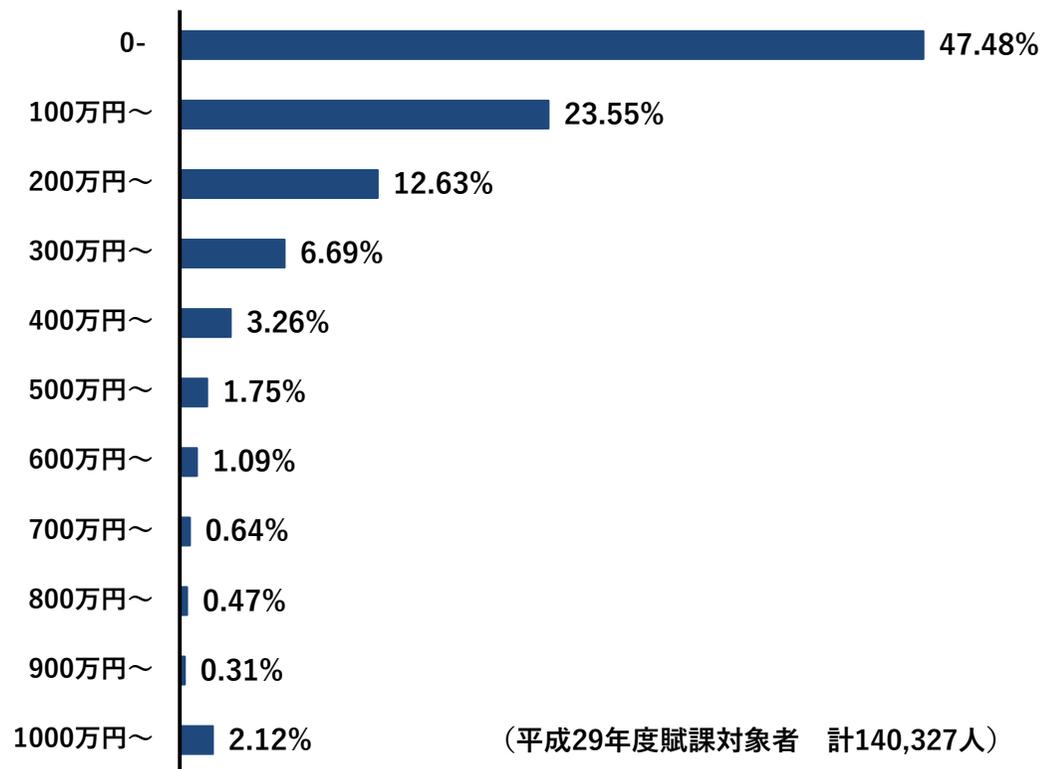


図4-1-5 船橋市 国保被保険者の所得階層別割合

- ※ ここでの所得とは賦課基準額を言い、給与所得(給与収入－給与所得控除)、年金所得(年金収入－公的年金等控除)、事業所得(事業収入－必要経費)など所得の合計から、基礎控除33万円を差し引いた額です。扶養控除等、各種所得控除前の額です。
- ※ 人毎に集計しており、例えば所得のない子どもは項目「0-」に該当します。
- ※ 前年度所得の未申告者は項目「0-」に含まれます。

4-2. 保険料の推移

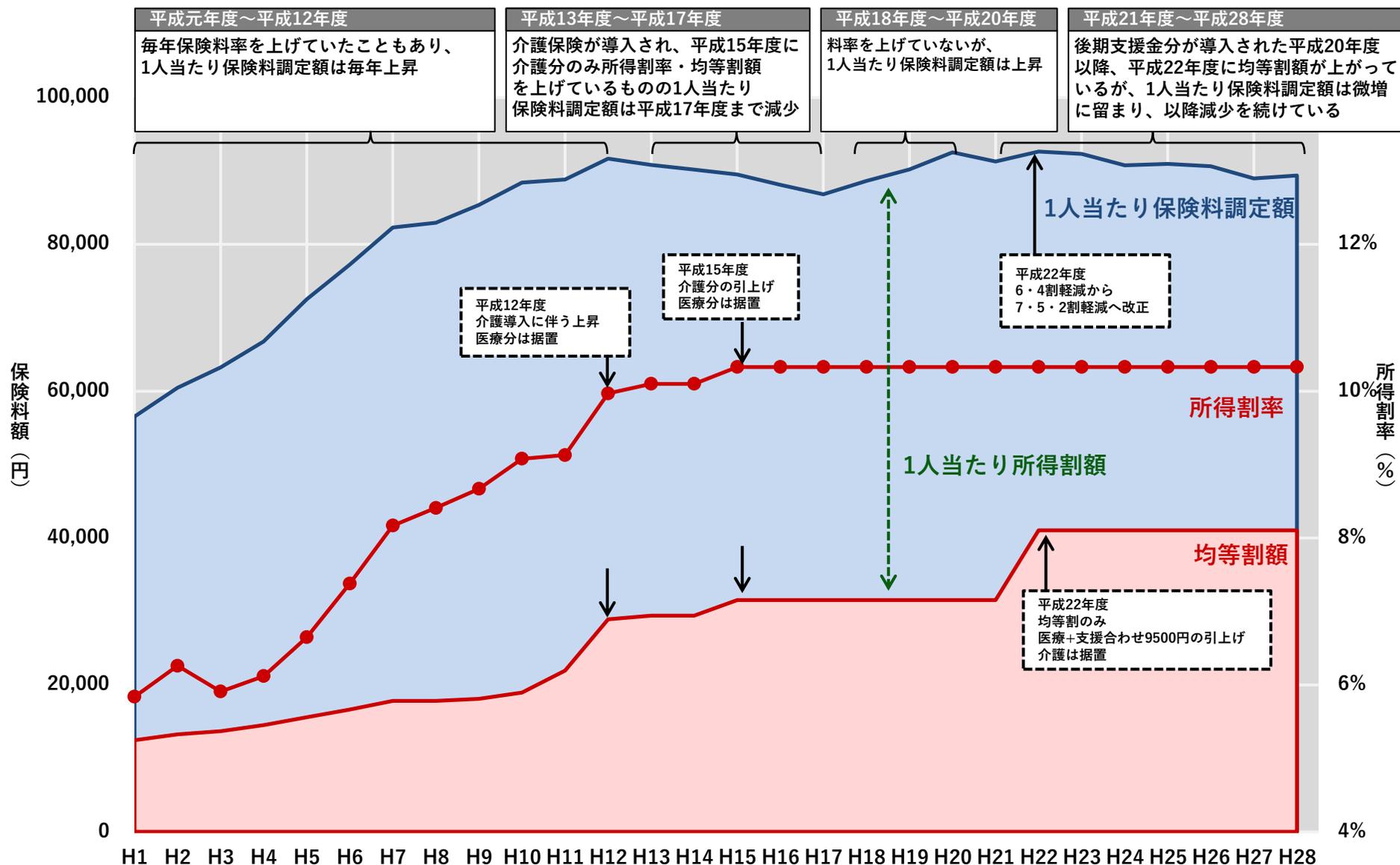


図4-2-1 保険料額と保険料率の推移（平成元年度～平成28年度）

4-2. 保険料の推移

表4-2-1 保険料率の推移（平成元年度～平成28年度）

所得割（％）・均等割額（円）

	合計						合計								
	医療		支援				介護		医療		支援		介護		
	所得割	均等割 （円）	所得割	均等割 （円）	所得割	均等割 （円）	所得割	均等割 （円）	所得割	均等割 （円）	所得割	均等割 （円）			
H1	5.84%	12,470	5.84%	12,470	後期高齢者 支援金分は 平成20年度より 開始	介護納付金分は 平成12年度より 開始	H15	10.33%	31,560	9.13%	21,950			1.20%	9,610
H2	6.26%	13,270	6.26%	13,270			H16	10.33%	31,560	9.13%	21,950			1.20%	9,610
H3	5.91%	13,700	5.91%	13,700			H17	10.33%	31,560	9.13%	21,950			1.20%	9,610
H4	6.12%	14,530	6.12%	14,530			H18	10.33%	31,560	9.13%	21,950			1.20%	9,610
H5	6.65%	15,600	6.65%	15,600			H19	10.33%	31,560	9.13%	21,950			1.20%	9,610
H6	7.38%	16,650	7.38%	16,650			H20	10.33%	31,560	6.50%	16,090	2.63%	5,860	1.20%	9,610
H7	8.17%	17,830	8.17%	17,830			H21	10.33%	31,560	6.50%	16,090	2.63%	5,860	1.20%	9,610
H8	8.41%	17,830	8.41%	17,830			H22	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H9	8.67%	18,110	8.67%	18,110			H23	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H10	9.08%	18,960	9.08%	18,960			H24	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H11	9.13%	21,950	9.13%	21,950			H25	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H12	9.97%	28,940	9.13%	21,950			H26	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H13	10.10%	29,440	9.13%	21,950			H27	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610
H14	10.10%	29,440	9.13%	21,950			H28	10.33%	41,060	6.50%	24,360	2.63%	7,090	1.20%	9,610

4-3. 国民健康保険特別会計の推移

保険料調定額

平成元年度
～平成19年度

被保険者数の増加及び保険料の引き上げにより
保険料調定額は増加

平成20年度
～平成23年度

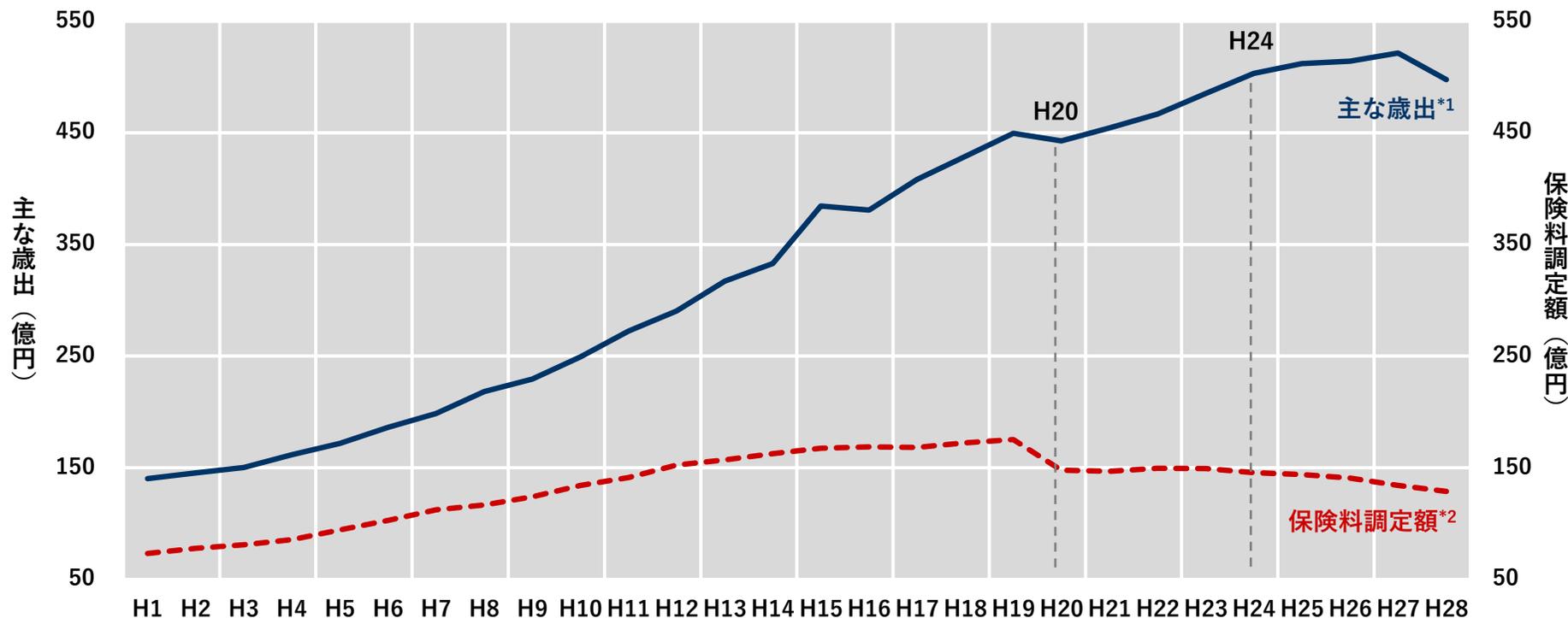
高齢者医療制度の開始に伴う一時的な被保数の減少から
保険料調定額は著しく減少
以降、平成23年度までは被保数と保険料調定額も微増

平成24年度
～平成28年度

被保数の減少等による影響から保険料調定額も減少

主な歳出

平成元年度以降、
被保険者の高齢化や医療の高度化
などの影響により保険給付費が
著しく増加



*1 主な歳出：保険給付費、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者納付金の合計

*2 保険料調定額：全被保険者における現年度分保険料調定額の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計

図4-3-1 国保特会 主な歳出と保険料調定額の推移 (平成元年度～平成28年度)

4－3．国民健康保険特別会計の推移

表4-3-1 国民健康保険特別会計の主な歳出と保険料調定額の推移（千円）

	主な歳出* ¹	保険料調定額* ²		主な歳出	保険料調定額
平成元年度	14,027,622	7,329,379	平成15年度	38,454,682	16,739,161
平成2年度	14,538,207	7,796,209	平成16年度	38,079,698	16,861,649
平成3年度	15,034,364	8,100,673	平成17年度	40,826,990	16,829,420
平成4年度	16,160,805	8,565,129	平成18年度	42,893,819	17,247,050
平成5年度	17,197,686	9,440,900	平成19年度	44,968,632	17,520,167
平成6年度	18,625,851	10,274,862	平成20年度	44,281,107	14,784,337
平成7年度	19,864,668	11,234,975	平成21年度	45,447,251	14,687,294
平成8年度	21,816,018	11,659,479	平成22年度	46,676,410	14,963,080
平成9年度	22,933,083	12,398,425	平成23年度	48,517,888	14,935,860
平成10年度	24,929,057	13,419,733	平成24年度	50,335,960	14,555,751
平成11年度	27,257,440	14,127,286	平成25年度	51,202,497	14,396,955
平成12年度	29,048,361	15,246,869	平成26年度	51,414,289	14,067,952
平成13年度	31,715,288	15,708,102	平成27年度	52,151,191	13,414,552
平成14年度	33,289,902	16,253,430	平成28年度	49,774,887	12,883,354

*1 主な歳出：保険給付費、老人保健拠出金、後期高齢者支援金、介護納付金、前期高齢者納付金の合計

*2 保険料調定額：全被保険者における現年度分保険料調定額の医療分、後期高齢者支援金分、介護納付金分の合計

4-3. 国民健康保険特別会計の推移

平成13年度
～平成19年度

保険料調定額が増加しているが、歳出も増加しているため
法定外繰入金は増加

平成20年度
～平成21年度

高齢者医療制度の開始により一時的に保険料調定額・法定
外繰入金共に減少するが、平成21年度には法定外繰入金は
大幅増加

平成22年度
～平成28年度

平成22年度の保険料率引き上げ、平成23年度から東日本
大震災による財政支援等、国・県からの交付金が一時的に
増えたため、法定外繰入金は減少するが、平成25年度か
ら再び増加に転じている

不足分を
一般会計からの
法定外繰入金により
賄っている

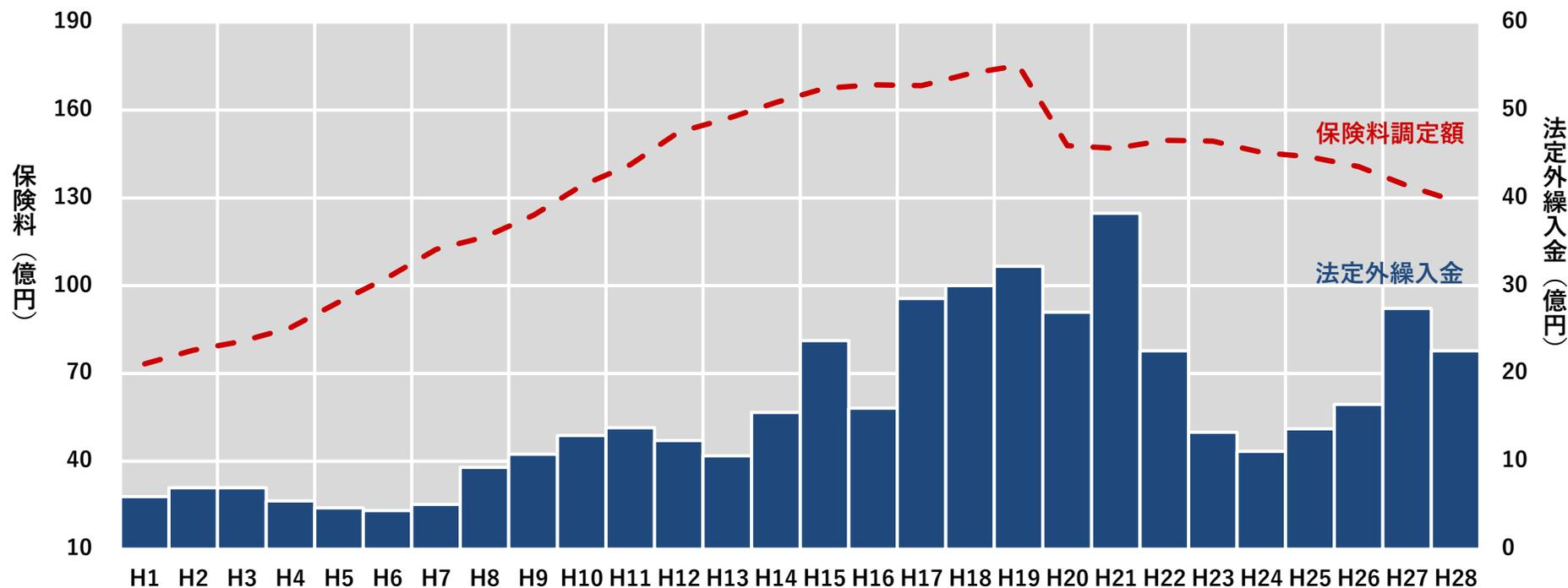


図4-3-2 国保特会 法定外繰入金と保険料調定額の推移 (平成元年度～平成28年度)

4-3. 国民健康保険特別会計の推移

表4-3-2 国保特会 法定外繰入金と保険料調定額の推移（平成元年度～平成28年度）（千円）

	法定外繰入金	保険料調定額		法定外繰入金	保険料調定額
平成元年度	600,000	7,329,379	平成15年度	2,375,505	16,739,161
平成2年度	700,000	7,796,209	平成16年度	1,607,000	16,861,649
平成3年度	700,000	8,100,673	平成17年度	2,854,000	16,829,420
平成4年度	549,805	8,565,129	平成18年度	3,000,000	17,247,050
平成5年度	470,664	9,440,900	平成19年度	3,220,000	17,520,167
平成6年度	438,827	10,274,862	平成20年度	2,700,000	14,784,337
平成7年度	511,188	11,234,975	平成21年度	3,825,000	14,687,294
平成8年度	931,127	11,659,479	平成22年度	2,260,000	14,963,080
平成9年度	1,081,283	12,398,425	平成23年度	1,330,000	14,935,860
平成10年度	1,295,388	13,419,733	平成24年度	1,115,000	14,555,751
平成11年度	1,383,785	14,127,286	平成25年度	1,371,000	14,396,955
平成12年度	1,236,354	15,246,869	平成26年度	1,650,000	14,067,952
平成13年度	1,062,258	15,708,102	平成27年度	2,740,000	13,414,552
平成14年度	1,555,786	16,253,430	平成28年度	2,260,000	12,883,354

4-4. 1人当たり法定外繰入金の推移

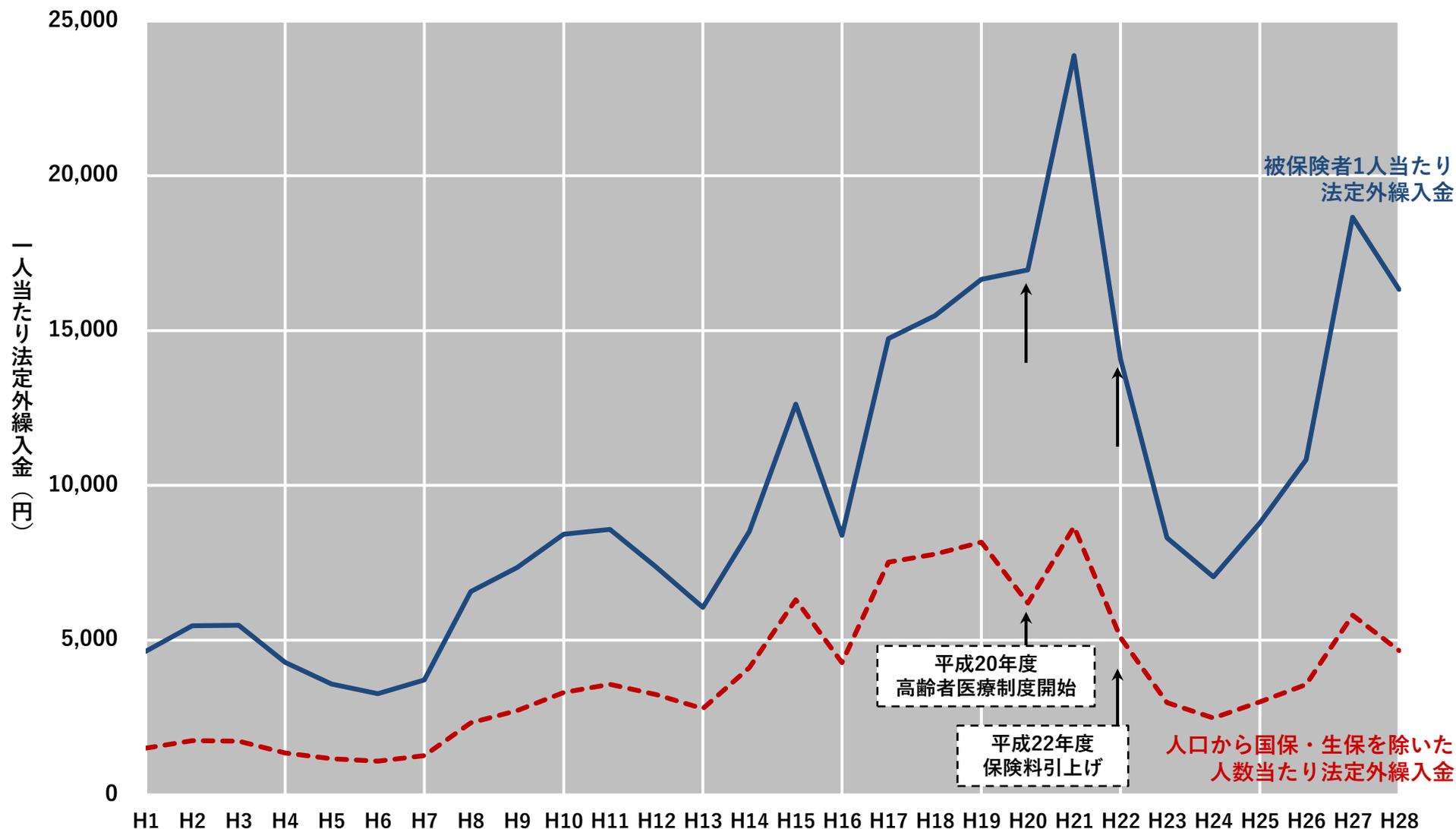
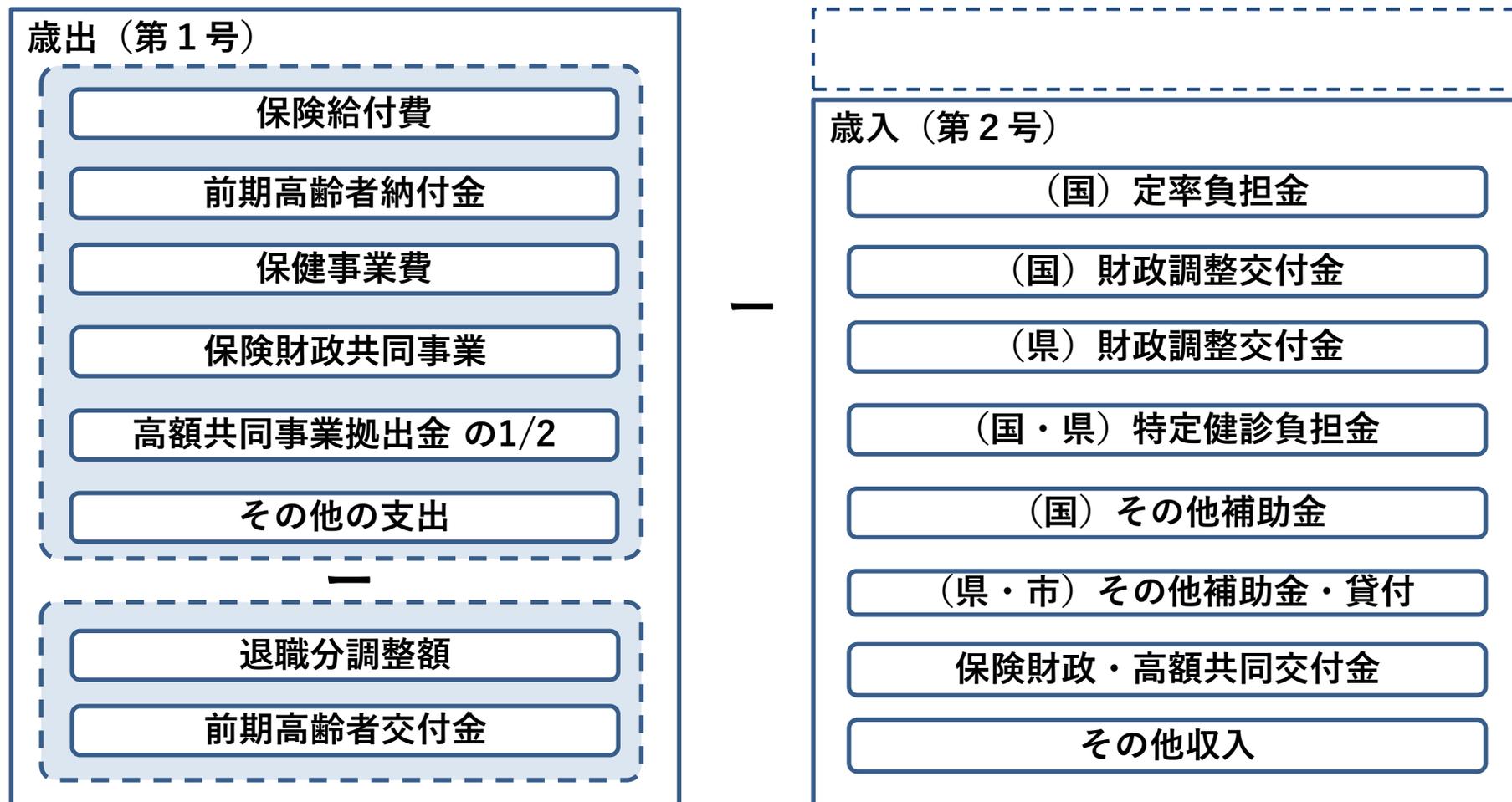


図4-4-1 1人当たり法定外繰入金の推移

4 - 5. 現行の船橋市国民健康保険条例に基づく保険料の計算方法（医療分）

保険料として賦課すべき額



一般被保険者の医療分

（船橋市国民健康保険条例第11条の3）

4-6. 保険料（税）収納率（現年度分）の推移（市町村国保）

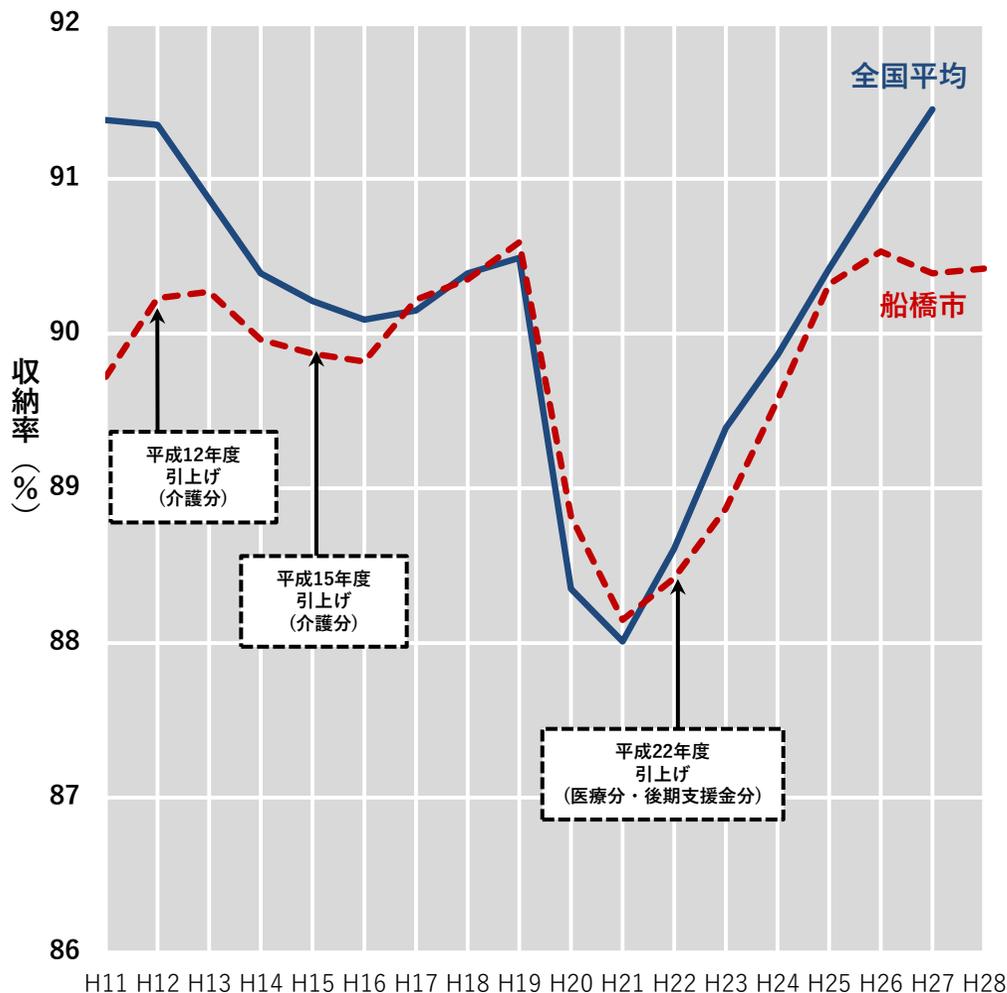


図4-6-1 保険料（税）収納率（現年度分）の推移（船橋市・全国平均）

表4-6-1 保険料収納率（現年度分）の推移（船橋市・全国平均） (%)

	全国平均	船橋市		全国平均	船橋市
平成元年度	94.04	94.94	平成15年度	90.21	89.87
平成2年度	94.17	95.46	平成16年度	90.09	89.82
平成3年度	94.16	94.47	平成17年度	90.15	90.22
平成4年度	93.87	93.77	平成18年度	90.39	90.35
平成5年度	93.48	93.16	平成19年度	90.49	90.59
平成6年度	93.27	92.85	平成20年度	88.35	88.82
平成7年度	93.32	92.22	平成21年度	88.01	88.15
平成8年度	93.00	91.89	平成22年度	88.61	88.42
平成9年度	92.38	91.39	平成23年度	89.39	88.87
平成10年度	91.82	90.52	平成24年度	89.86	89.57
平成11年度	91.38	89.72	平成25年度	90.42	90.32
平成12年度	91.35	90.23	平成26年度	90.95	90.53
平成13年度	90.87	90.27	平成27年度	91.45	90.39
平成14年度	90.39	89.96	平成28年度	-	90.42

4 - 7. 財政健全化のための施策

歳入

収納率向上対策の実施（差押・電話催告等）

経営姿勢評価に対する国・県交付金の獲得

歳出

被保険者資格の適正化

医療費通知・後発医薬品差額通知

レセプト点検・不当利得返還請求等による給付費の適正化

特定健康診査等による長期的な医療費抑制

5.他市との比較について

平成28年度国民健康保険事業 千葉県内54市町村における船橋市の状況

1人当たり医療費

平成28年度 1人当たり医療費（円）

千葉県内54市町村

順位	市町村名	1人当たり 医療費 (円)	順位	市町村名	1人当たり 医療費 (円)
1	南房総市	386,214	28	市原市	327,212
2	鋸南町	385,749	29	習志野市	326,177
3	睦沢町	382,854	30	九十九里町	324,620
4	長南町	376,662	31	山武市	324,491
5	鴨川市	373,153	32	大網白里市	324,292
6	富津市	370,414	33	船橋市	324,174
7	長柄町	361,505	34	匝瑳市	324,069
8	長生村	349,921	35	我孫子市	323,086
9	酒々井町	347,858	36	千葉市	322,899
10	勝浦市	345,464	37	柏市	322,173
11	野田市	345,388	38	鎌ヶ谷市	321,449
12	御宿町	344,820	39	白井市	319,964
13	君津市	344,198	40	四街道市	319,514
14	八千代市	343,710	41	大多喜町	318,617
15	館山市	343,470	42	木更津市	317,463
16	佐倉市	342,982	43	東庄町	312,448
17	香取市	341,652	44	八街市	312,250
18	いすみ市	341,006	45	松戸市	311,720
19	茂原市	338,050	46	芝山町	309,117
20	栄町	335,603	47	一宮町	307,798
21	袖ヶ浦市	334,373	48	東金市	305,957
22	流山市	333,638	49	多古町	304,742
23	成田市	331,022	50	市川市	304,517
24	銚子市	330,000	51	横芝光町	303,027
25	印西市	329,905	52	富里市	302,828
26	神崎町	329,716	53	浦安市	296,049
27	白子町	328,049	54	旭市	283,821

1人当たり保険給付費

平成28年度 1人当たり保険給付費（円）

千葉県内54市町村

順位	市町村名	1人当たり 保険給付費 (円)	順位	市町村名	1人当たり 保険給付費 (円)
1	南房総市	321,627	28	山武市	270,099
2	鋸南町	321,024	29	習志野市	270,067
3	睦沢町	317,613	30	船橋市	268,997
4	鴨川市	313,888	31	匝瑳市	268,154
5	長南町	310,354	32	白子町	268,083
6	富津市	308,144	33	大網白里市	268,077
7	長柄町	298,953	34	柏市	267,515
8	長生村	291,177	35	千葉市	267,294
9	勝浦市	288,779	36	鎌ヶ谷市	267,267
10	野田市	288,241	37	我孫子市	266,749
11	御宿町	287,814	38	九十九里町	266,580
12	酒々井町	287,183	39	白井市	263,172
13	君津市	286,946	40	大多喜町	262,771
14	香取市	285,233	41	四街道市	261,849
15	八千代市	285,148	42	木更津市	261,461
16	佐倉市	284,267	43	八街市	260,027
17	館山市	284,137	44	東庄町	259,795
18	いすみ市	283,623	45	松戸市	258,463
19	茂原市	279,094	46	一宮町	254,964
20	袖ヶ浦市	275,929	47	芝山町	254,627
21	流山市	275,883	48	東金市	252,274
22	栄町	273,865	49	多古町	252,254
23	成田市	273,736	50	富里市	250,461
24	銚子市	272,845	51	市川市	250,350
25	印西市	271,842	52	横芝光町	249,555
26	市原市	271,337	53	浦安市	241,133
27	神崎町	271,276	54	旭市	234,603

平成28年度事業年報より

平成28年度国民健康保険事業 千葉県内54市町村における船橋市の状況

1人当たり保険料調定額

平成28年度 1人当たり保険料調定額 (医療+支援+介護)

千葉県内54市町村

順位	市町村名	1人当たり 保険料調定額 (円)	順位	市町村名	1人当たり 保険料調定額 (円)
1	多古町	110,358	28	山武市	96,875
2	芝山町	107,874	29	君津市	96,723
3	九十九里町	106,219	30	松戸市	96,707
4	八千代市	104,881	31	鋸南町	96,262
5	印西市	104,795	32	東金市	96,250
6	白井市	104,569	33	睦沢町	96,028
7	銚子市	104,130	34	横芝光町	95,576
8	匝瑳市	103,709	35	酒々井町	95,554
9	旭市	102,994	36	白子町	94,683
10	富津市	102,913	37	勝浦市	94,666
11	長南町	102,849	38	市原市	94,639
12	長柄町	102,785	39	栄町	94,558
13	東庄町	101,826	40	習志野市	93,783
14	柏市	101,347	41	御宿町	93,628
15	野田市	100,713	42	鴨川市	93,364
16	大網白里市	100,624	43	市川市	93,259
17	流山市	100,330	44	四街道市	93,170
18	大多喜町	99,742	45	鎌ヶ谷市	92,993
19	一宮町	98,634	46	佐倉市	92,879
20	香取市	98,523	47	富里市	92,407
21	茂原市	98,431	48	我孫子市	92,400
22	木更津市	98,342	49	袖ヶ浦市	92,252
23	南房総市	97,581	50	館山市	90,873
24	浦安市	97,559	51	長生村	89,785
25	八街市	97,447	52	成田市	89,492
26	千葉市	97,398	53	船橋市	89,383
27	いすみ市	97,294	54	神崎町	87,294

1人当たり所得額

平成28年度 1人当たり所得額 (円)

千葉県内54市町村

順位	市町村名	1人当たり 所得額 (円)	順位	市町村名	1人当たり 所得額 (円)
1	長柄町	1,369,893	28	君津市	716,264
2	浦安市	1,117,919	29	多古町	707,719
3	流山市	1,090,248	30	酒々井町	706,922
4	柏市	951,052	31	木更津市	703,895
5	成田市	923,284	32	神崎町	699,613
6	市川市	902,052	33	香取市	697,407
7	松戸市	891,815	34	大多喜町	684,453
8	印西市	870,501	35	富津市	676,440
9	鎌ヶ谷市	861,140	36	長南町	669,091
10	習志野市	861,063	37	東金市	657,453
11	八千代市	858,503	38	長生村	654,806
12	市原市	833,534	39	鴨川市	651,690
13	四街道市	821,915	40	大網白里市	641,711
14	船橋市	817,556	41	八街市	640,662
15	富里市	810,683	42	御宿町	640,322
16	白井市	793,821	43	野田市	637,144
17	我孫子市	790,756	44	茂原市	626,913
18	千葉市	784,236	45	栄町	619,085
19	佐倉市	767,778	46	睦沢町	618,925
20	東庄町	752,744	47	南房総市	610,232
21	袖ヶ浦市	750,213	48	勝浦市	608,790
22	横芝光町	749,516	49	山武市	606,069
23	匝瑳市	749,263	50	鋸南町	602,889
24	旭市	745,939	51	館山市	599,426
25	芝山町	740,072	52	九十九里町	597,829
26	一宮町	730,118	53	白子町	592,228
27	銚子市	719,186	54	いすみ市	576,117

平成28年度事業年報より

平成28年度国民健康保険事業 千葉県内54市町村における船橋市の状況

所得に占める保険料の割合

平成28年度 所得に占める保険料の割合（医療+支援）

千葉県内54市町村

順位	市町村名	所得に占める 保険料の割合 (%)	順位	市町村名	所得に占める 保険料の割合 (%)
1	九十九里町	16.41%	28	長生村	12.52%
2	いすみ市	15.30%	29	君津市	12.51%
3	野田市	14.77%	29	東庄町	12.51%
4	山武市	14.62%	31	旭市	12.46%
5	大網白里市	14.51%	32	白井市	12.33%
5	鋸南町	14.51%	33	一宮町	12.26%
7	南房総市	14.42%	34	横芝光町	11.59%
8	白子町	14.41%	35	袖ヶ浦市	11.45%
9	睦沢町	14.39%	36	神崎町	11.41%
10	茂原市	14.33%	37	佐倉市	11.38%
11	栄町	14.24%	38	千葉市	11.23%
12	多古町	14.15%	39	八千代市	11.14%
13	富津市	14.13%	40	印西市	11.08%
14	長南町	14.06%	41	我孫子市	10.85%
15	勝浦市	14.05%	42	四街道市	10.51%
15	八街市	14.05%	43	富里市	10.48%
17	館山市	13.94%	44	市原市	10.28%
18	御宿町	13.32%	45	船橋市	10.24%
19	芝山町	13.27%	46	松戸市	10.00%
20	東金市	13.26%	46	鎌ヶ谷市	10.00%
21	木更津市	13.19%	48	習志野市	9.92%
22	大多喜町	13.15%	49	柏市	9.75%
23	鴨川市	13.09%	50	市川市	9.49%
24	銚子市	13.08%	51	成田市	8.73%
25	香取市	12.78%	52	流山市	8.54%
26	匝瑳市	12.74%	53	浦安市	8.12%
27	酒々井町	12.71%	54	長柄町	6.90%

1人当たり法定外繰入金

平成28年度 1人当たり法定外繰入金（円）

千葉県内54市町村

繰入を行っているのは30市町村

順位	市町村名	1人当たり 法定外繰入金 (円)	順位	市町村名	1人当たり 法定外繰入金 (円)
1	鎌ヶ谷市	23,919	28	九十九里町	511
2	成田市	22,893	29	八千代市	279
3	浦安市	17,917	30	白井市	9
4	千葉市	16,568	-	銚子市	0
5	市原市	16,399	-	館山市	0
6	船橋市	15,680	-	松戸市	0
7	市川市	12,433	-	香取市	0
8	大多喜町	12,140	-	茂原市	0
9	習志野市	11,595	-	勝浦市	0
10	袖ヶ浦市	10,954	-	我孫子市	0
11	旭市	10,626	-	鴨川市	0
12	流山市	9,724	-	富津市	0
13	柏市	9,322	-	四街道市	0
14	山武市	9,308	-	酒々井町	0
15	富里市	7,569	-	印西市	0
16	神崎町	5,473	-	一宮町	0
17	八街市	5,466	-	睦沢町	0
18	匝瑳市	3,830	-	長生村	0
19	横芝光町	3,632	-	白子町	0
20	木更津市	3,440	-	長柄町	0
21	野田市	3,300	-	長南町	0
22	鋸南町	2,880	-	大網白里市	0
23	栄町	2,586	-	芝山町	0
24	東金市	2,542	-	多古町	0
25	君津市	1,918	-	御宿町	0
26	東庄町	1,766	-	南房総市	0
27	佐倉市	1,261	-	いすみ市	0

平成28年度事業年報より

平成28年度国民健康保険事業 中核市48市における船橋市の状況

1人当たり医療費

平成28年度 1人当たり医療費（円）

中核市（48市）

順位	市町村名	1人当たり 医療費 (円)	順位	市町村名	1人当たり 医療費 (円)
1	長崎市	455,129	25	西宮市	366,507
2	呉市	451,490	26	横須賀市	365,193
3	下関市	446,372	27	大津市	363,727
4	鹿児島市	421,291	28	岐阜市	361,828
5	大分市	419,913	29	いわき市	361,619
6	高松市	411,788	30	青森市	358,593
7	高知市	409,648	31	姫路市	358,224
8	函館市	408,693	32	八戸市	356,440
9	旭川市	403,419	33	長野市	355,997
10	秋田市	403,253	34	宮崎市	353,769
11	佐世保市	401,403	35	奈良市	351,922
12	高槻市	400,335	36	前橋市	340,060
13	金沢市	400,136	37	高崎市	336,920
14	倉敷市	393,675	38	那覇市	329,156
15	松山市	379,147	39	宇都宮市	328,276
16	豊中市	378,993	40	川越市	328,208
17	久留米市	377,764	41	八王子市	326,735
18	福山市	376,856	42	郡山市	324,373
19	東大阪市	376,336	43	船橋市	324,174
20	枚方市	375,966	44	豊田市	322,981
21	盛岡市	375,454	45	越谷市	322,761
22	富山市	375,088	46	柏市	322,173
23	和歌山市	374,492	47	豊橋市	314,707
24	尼崎市	372,854	48	岡崎市	314,299

1人当たり保険給付費

平成28年度 1人当たり保険給付費（円）

中核市（48市）

順位	市町村名	1人当たり 保険給付費 (円)	順位	市町村名	1人当たり 保険給付費 (円)
1	長崎市	382,222	25	横須賀市	303,078
2	呉市	376,071	26	西宮市	302,747
3	下関市	374,691	27	大津市	302,664
4	鹿児島市	355,525	28	岐阜市	299,754
5	大分市	353,717	29	いわき市	299,680
6	高知市	345,958	30	青森市	299,529
7	高松市	343,610	31	姫路市	298,087
8	函館市	341,964	32	長野市	296,292
9	佐世保市	338,977	33	宮崎市	294,860
10	旭川市	338,548	34	八戸市	294,418
11	秋田市	336,134	35	奈良市	290,686
12	金沢市	336,097	36	前橋市	283,957
13	高槻市	334,537	37	高崎市	279,821
14	倉敷市	330,611	38	那覇市	275,126
15	松山市	318,319	39	川越市	272,236
16	豊中市	316,023	40	八王子市	270,539
17	久留米市	315,399	41	郡山市	270,061
18	枚方市	314,561	42	宇都宮市	269,721
19	東大阪市	313,614	43	船橋市	268,997
20	福山市	312,523	44	柏市	267,515
21	盛岡市	310,773	45	越谷市	267,244
22	和歌山市	310,714	46	豊田市	265,056
23	富山市	310,632	47	豊橋市	257,538
24	尼崎市	310,430	48	岡崎市	255,758

平成28年度事業年報より

平成28年度国民健康保険事業 中核市48市における船橋市の状況

1人当たり保険料調定額

平成28年度 1人当たり保険料調定額（医療＋支援＋介護）

中核市（48市）

順位	市町村名	1人当たり 保険料調定額 (円)	順位	市町村名	1人当たり 保険料調定額 (円)
1	金沢市	107,273	25	盛岡市	92,508
2	岡崎市	106,307	26	東大阪市	92,436
3	豊橋市	102,476	27	福山市	92,395
4	柏市	101,347	28	横須賀市	92,267
5	下関市	100,145	29	函館市	92,233
6	宇都宮市	98,212	30	久留米市	91,911
7	豊田市	97,849	31	倉敷市	90,505
8	前橋市	97,020	32	豊中市	90,388
9	岐阜市	96,900	33	船橋市	89,383
10	呉市	96,642	34	枚方市	88,984
11	越谷市	96,428	35	長崎市	88,629
12	尼崎市	95,965	36	大分市	87,937
13	佐世保市	95,621	37	姫路市	87,639
14	奈良市	95,357	38	川崎市	86,772
15	大津市	95,175	39	八戸市	86,125
16	いわき市	95,076	40	秋田市	85,855
17	富山市	94,777	41	八王子市	85,634
18	宮崎市	94,521	42	和歌山市	84,414
19	高崎市	93,595	43	松山市	82,519
20	高槻市	93,572	44	青森市	82,243
21	高松市	93,431	45	長野市	81,587
22	西宮市	93,304	46	旭川市	80,684
23	郡山市	93,249	47	鹿児島市	78,696
24	高知市	92,512	48	那覇市	70,539

1人当たり所得額

平成28年度 1人当たり所得額（円）

中核市（48市）

順位	市町村名	1人当たり 所得額 (円)	順位	市町村名	1人当たり 所得額 (円)
1	豊田市	1,031,547	25	枚方市	587,336
2	柏市	951,052	26	高松市	577,972
3	岡崎市	877,955	27	福山市	566,959
4	西宮市	827,272	28	倉敷市	563,835
5	川崎市	824,539	29	盛岡市	558,674
6	船橋市	817,556	30	東大阪市	549,849
7	八王子市	804,809	31	尼崎市	540,847
8	越谷市	804,352	32	姫路市	540,109
9	豊橋市	767,770	33	久留米市	537,857
10	横須賀市	751,183	34	呉市	535,190
11	豊中市	734,060	35	八戸市	519,090
12	岐阜市	702,636	36	高知市	518,111
13	金沢市	672,595	37	宮崎市	500,347
14	宇都宮市	665,994	38	長崎市	492,498
15	奈良市	665,323	39	下関市	490,020
16	高崎市	654,156	40	大分市	472,676
17	前橋市	645,431	41	松山市	465,963
18	高槻市	642,565	42	鹿児島市	464,334
19	大津市	633,049	43	和歌山市	456,943
20	郡山市	632,356	44	旭川市	446,643
21	那覇市	626,550	45	函館市	442,721
22	いわき市	620,839	46	秋田市	441,649
23	富山市	615,308	47	青森市	436,841
24	長野市	591,357	48	佐世保市	430,875

平成28年度事業年報より

平成28年度国民健康保険事業 中核市48市における船橋市の状況

所得に占める保険料の割合

平成28年度 所得に占める保険料の割合（医療+支援）

中核市（48市）

順位	市町村名	所得に占める 保険料の割合 (%)	順位	市町村名	所得に占める 保険料の割合 (%)
1	佐世保市	20.36%	25	富山市	14.22%
2	函館市	18.99%	26	大津市	14.01%
3	下関市	18.83%	27	いわき市	13.98%
4	秋田市	17.79%	27	枚方市	13.98%
5	大分市	17.28%	29	前橋市	13.82%
5	宮崎市	17.21%	29	郡山市	13.54%
7	青森市	17.14%	31	宇都宮市	13.37%
8	和歌山市	17.04%	31	高槻市	13.37%
9	旭川市	16.84%	33	奈良市	13.24%
10	呉市	16.75%	34	高崎市	13.07%
11	長崎市	16.57%	35	岐阜市	12.83%
12	松山市	16.46%	36	長野市	12.53%
13	高知市	16.39%	37	豊橋市	12.08%
14	尼崎市	16.29%	38	豊中市	11.35%
15	久留米市	15.68%	39	横須賀市	11.26%
15	八街市	15.68%	40	越谷市	11.10%
17	東大阪市	15.30%	41	岡崎市	11.04%
18	盛岡市	15.23%	42	西宮市	10.38%
19	福山市	15.14%	43	那覇市	10.36%
20	八戸市	15.05%	44	船橋市	10.24%
21	高松市	14.97%	45	川越市	9.80%
22	倉敷市	14.87%	46	柏市	9.75%
23	姫路市	14.77%	47	八王子市	9.72%
24	金沢市	14.38%	48	豊田市	8.75%

1人当たり法定外繰入金

平成28年度 1人当たり法定外繰入金（円）

中核市（48市）

繰入を行っているのは41市

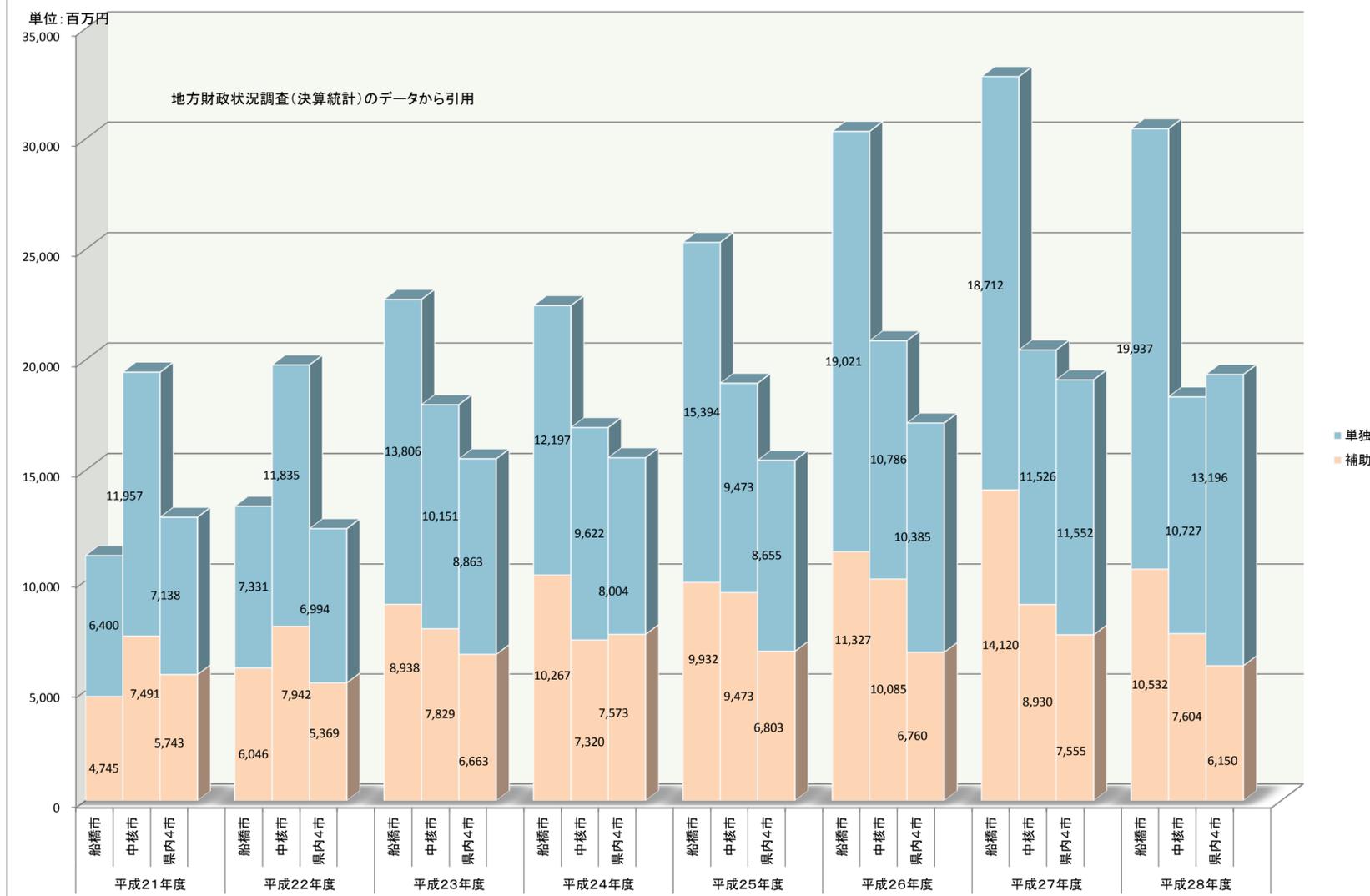
順位	市町村名	1人当たり 法定外繰入金 (円)	順位	市町村名	1人当たり 法定外繰入金 (円)
1	那覇市	45,190	25	倉敷市	5,511
2	八王子市	30,499	26	岐阜市	5,246
3	川越市	24,797	27	函館市	5,006
4	松山市	20,203	28	いわき市	4,906
5	横須賀市	18,774	29	郡山市	4,257
6	越谷市	18,253	30	姫路市	3,964
7	長野市	16,537	31	宮崎市	3,378
8	鹿児島市	16,224	32	下関市	2,633
9	西宮市	15,699	33	枚方市	2,576
10	船橋市	15,680	34	大津市	2,502
11	旭川市	15,085	35	八戸市	2,478
12	久留米市	13,258	36	奈良市	2,312
13	高松市	11,057	37	高知市	2,189
14	柏市	9,322	38	大分市	2,053
15	盛岡市	9,164	39	青森市	2,015
16	豊中市	9,112	40	和歌山市	1,985
17	金沢市	9,092	41	富山市	1,787
18	宇都宮市	8,242	42	福山市	1,559
19	長崎市	7,911	43	前橋市	1,255
20	豊橋市	7,880	44	高崎市	1,236
21	豊田市	7,865	45	高槻市	1,023
22	岡崎市	7,849	46	佐世保市	121
23	尼崎市	7,490	-	秋田市	0
24	東大阪市	6,237	-	呉市	0

平成28年度事業年報より

普通建設事業費の状況について

平成29年10月6日
船橋市 企画財政部 財政課

普通建設事業費(補助・単独)の状況



■普通建設事業費(補助・単独)の状況

単位:百万円

区分	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	船橋市	中核市	県内4市									
補助	4,745	7,491	5,743	6,046	7,942	5,369	8,938	7,829	6,663	10,267	7,320	7,573
単独	6,400	11,957	7,138	7,331	11,835	6,994	13,806	10,151	8,863	12,197	9,622	8,004
計	11,145	19,448	12,881	13,377	19,777	12,363	22,744	17,980	15,526	22,464	16,942	15,577

区分	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	船橋市	中核市	県内4市									
補助	9,932	9,473	6,803	11,327	10,085	6,760	14,120	8,930	7,555	10,532	7,604	6,150
単独	15,394	9,473	8,655	19,021	10,786	10,385	18,712	11,526	11,552	19,937	10,727	13,196
計	25,326	18,946	15,458	30,348	20,871	17,145	32,832	20,456	19,107	30,469	18,331	19,346

中核市:各年度末現在における中核市の平均値

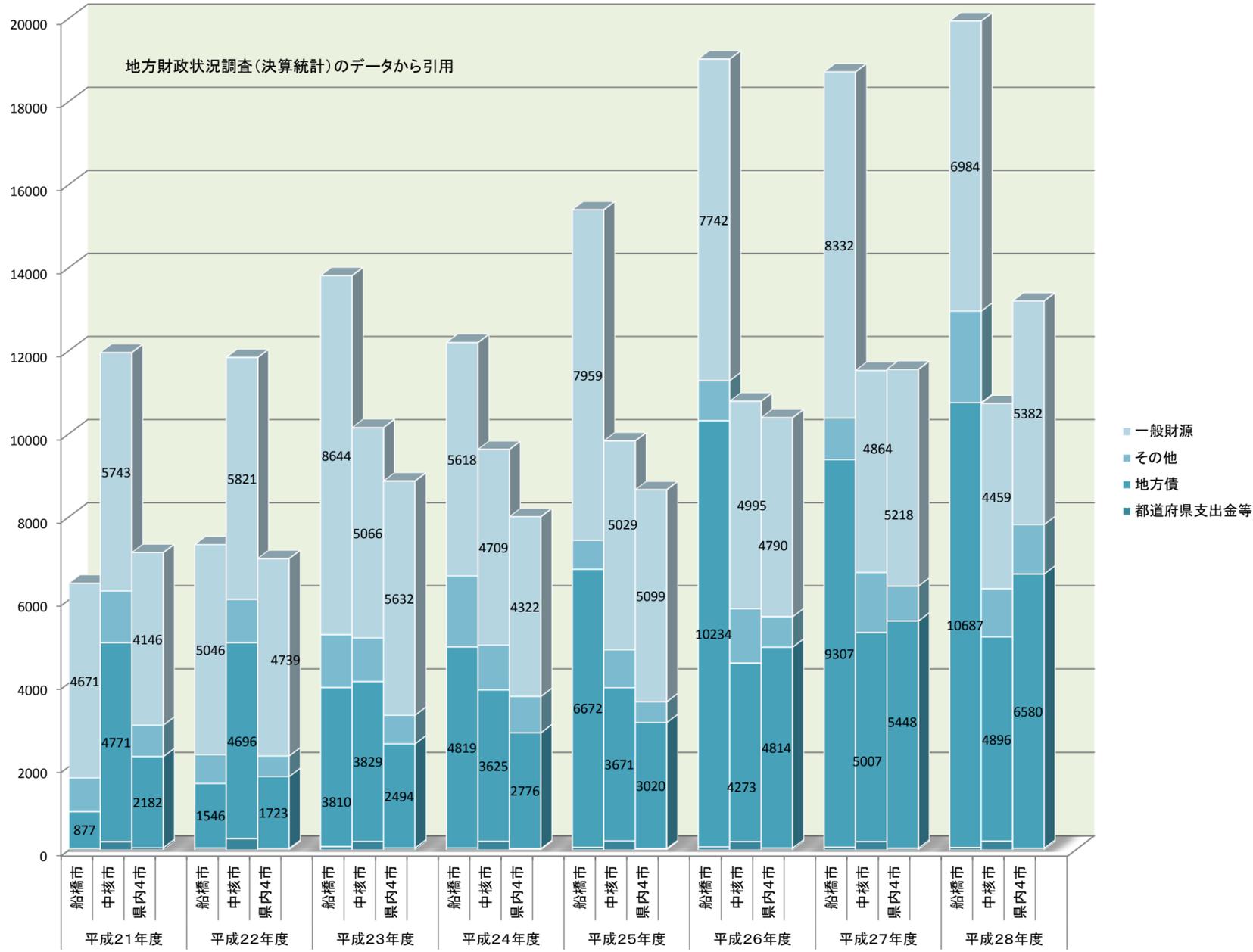
県内4市:船橋市・市川市・松戸市・柏市の4市の平均値

船橋市の特徴

- ・平成23年度以降、普通建設事業費が中核市・県内4市の平均を上回っている。
- ・普通建設事業費のうち、単独事業費の増が大きい。

普通建設事業費(単独)の財源内訳

単位:百万円



■普通建設事業費(単独)の財源内訳の状況

単位:百万円

	平成21年度			平成22年度			平成23年度			平成24年度		
	船橋市	中核市	県内4市	船橋市	中核市	県内4市	船橋市	中核市	県内4市	船橋市	中核市	県内4市
都道府県支出金等	41	201	57	50	275	39	86	208	51	52	211	36
地方債	877	4,771	2,182	1,546	4,696	1,723	3,810	3,829	2,494	4,819	3,625	2,776
その他	811	1,242	754	689	1,043	493	1,266	1,047	686	1,708	1,078	870
一般財源	4,671	5,743	4,146	5,046	5,821	4,739	8,644	5,066	5,632	5,618	4,709	4,322
計	6,400	11,957	7,139	7,331	11,835	6,994	13,806	10,150	8,863	12,197	9,623	8,004

	平成25年度			平成26年度			平成27年度			平成28年度		
	船橋市	中核市	県内4市	船橋市	中核市	県内4市	船橋市	中核市	県内4市	船橋市	中核市	県内4市
都道府県支出金等	68	220	36	80	206	49	71	206	45	64	214	44
地方債	6,672	3,671	3,020	10,234	4,273	4,814	9,307	5,007	5,448	10,687	4,896	6,580
その他	695	909	500	965	1,311	733	1,002	1,448	840	2,202	1,158	1,189
一般財源	7,959	5,029	5,099	7,742	4,995	4,790	8,332	4,864	5,218	6,984	4,459	5,382
計	15,394	9,829	8,655	19,021	10,785	10,386	18,712	11,525	11,551	19,937	10,727	13,195

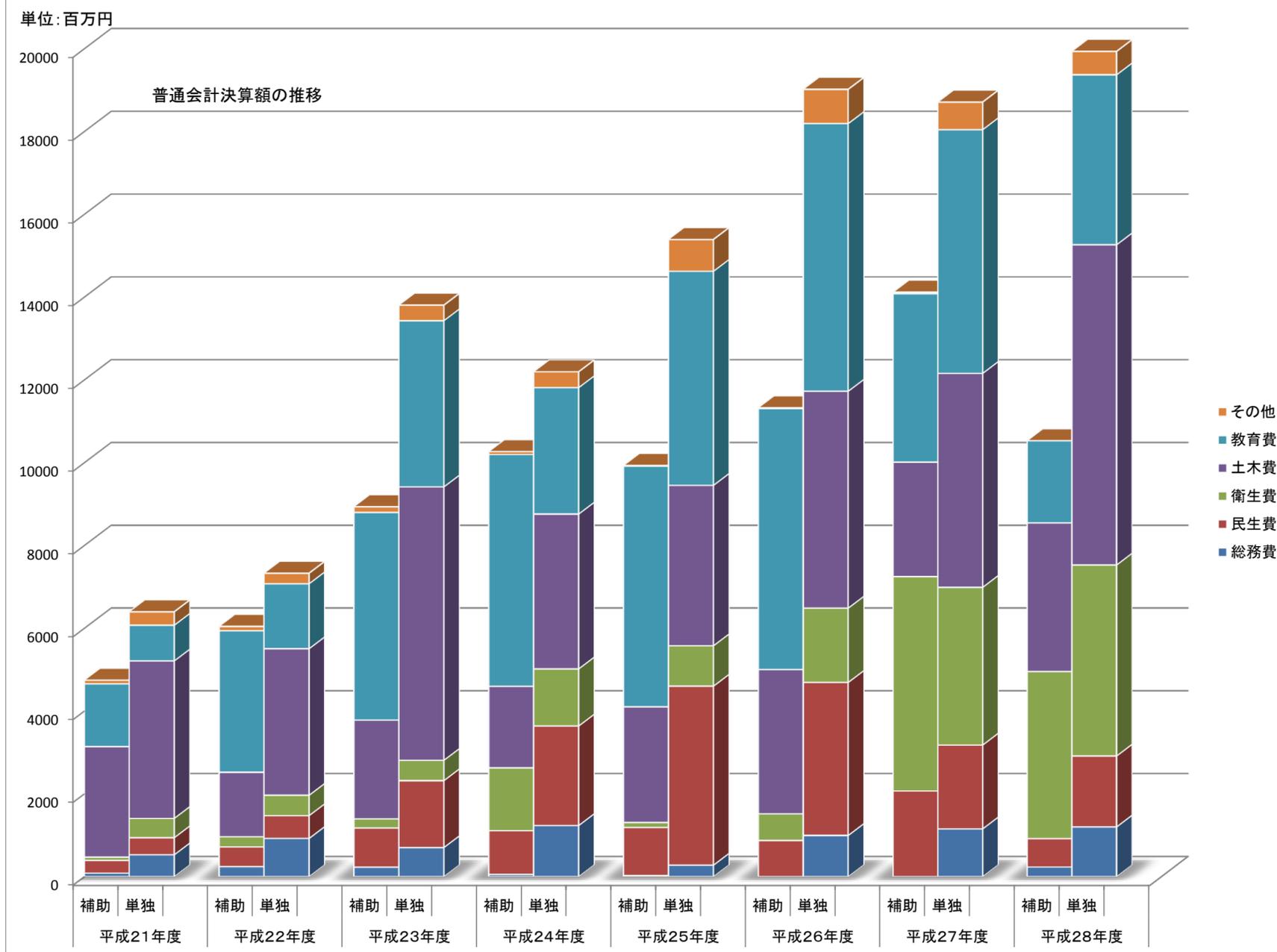
中核市:各年度末現在における中核市の平均値

県内4市:船橋市・市川市・松戸市・柏市の4市の平均値

船橋市の特徴

- ・平成23年度以降、地方債の発行額が大きく伸びている。
- ・平成26年度以降、地方債の発行額が一般財源額を上回っている。

普通建設事業費(補助・単独)目的別内訳の状況



■普通建設事業費(補助・単独)の目的別内訳

単位: 百万円

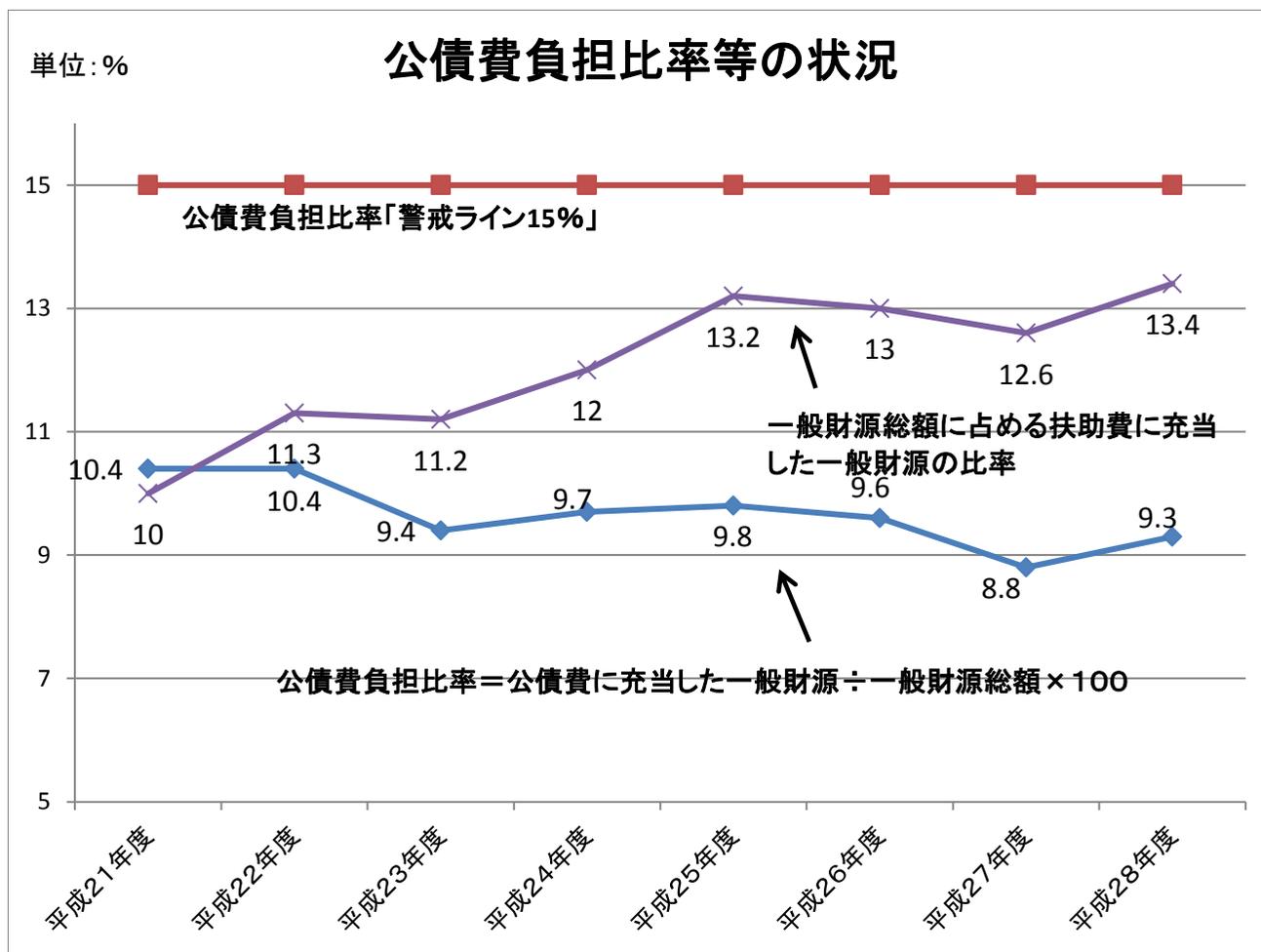
区分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度	
	補助	単独	補助	単独	補助	単独	補助	単独
総務費	87	530	246	925	231	705	57	1,237
民生費	307	413	474	551	945	1,616	1,055	2,404
衛生費	79	467	247	492	223	492	1,518	1,380
土木費	2,670	3,803	1,557	3,540	2,385	6,604	1,970	3,740
教育費	1,517	863	3,419	1,569	5,017	4,015	5,599	3,054
その他	85	324	103	254	137	374	68	382
計	4,745	6,400	6,046	7,331	8,938	13,806	10,267	12,197

区分	平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度	
	補助	単独	補助	単独	補助	単独	補助	単独
総務費	30	280	0	998	0	1,156	235	1,204
民生費	1,161	4,324	876	3,697	2,071	2,024	685	1,713
衛生費	119	976	644	1,795	5,179	3,811	4,038	4,615
土木費	2,794	3,875	3,485	5,239	2,765	5,168	3,590	7,735
教育費	5,817	5,171	6,308	6,466	4,069	5,887	1,984	4,106
その他	11	768	14	826	36	666	0	564
計	9,932	15,394	11,327	19,021	14,120	18,712	10,532	19,937

中核市: 各年度末現在における中核市の平均値
 県内4市: 船橋市・市川市・松戸市・柏市の4市の平均値

船橋市の特徴

- ・衛生費の主な増加理由は北部清掃工場・南部清掃工場の整備事業費
- ・教育費の主な増加理由は、小中学校等の耐震化事業費
- ・土木費の主な増加理由は、道路、橋梁の整備・改修費



公債費負担比率の試算

算定方法 公債費充当一般財源 / 一般財源総額 × 100 = 公債費負担比率 (%)

財政運営上、警戒ライン: 15% 危険ライン: 20%といわれている。

平成28年度 = 12,037,937千円 ÷ 129,185,876千円 × 100 = 9.3%

一般財源総額を据え置き、警戒ラインを超える公債費の額を試算すると

警戒ライン15%の規模: 19,377,881千円(決算額との比較 7,339,944千円)

参考

公債費負担比率と同じ算定方法で扶助費に充当している一般財源の比率を算定する。

船橋市の財政状況

船橋市企画財政部財政課
平成29年8月28日

船橋市の概要

今年、本市は昭和12年4月の市制施行から80周年となりました。

平成15年4月から中核市に移行しました。

人口：634,817人

(平成29年8月1日現在 住民基本台帳人口)

年少人口 : 82,258人

生産年齢人口 : 391,731人

高齢者人口 : 142,446人(平成27年度国勢調査)

面積：85.62km²

平成29年度予算規模

平成29年度予算規模は、2,095億で前年比1.3%減です。予算規模が前年度を下回るのは平成20年度以来9年ぶりのことです。

一般会計予算額の推移



特別会計

国民健康保険事業	683億4,100万円
下水道事業	280億1,500万円
公共用地先行取得事業	15億1,900万円
船橋駅南口市街地再開発事業	7億6,900万円
介護保険事業	409億 600万円
母子父子寡婦福祉資金貸付事業	1億円
後期高齢者医療事業	67億3,000万円

特別会計合計 1,463億8,000万円

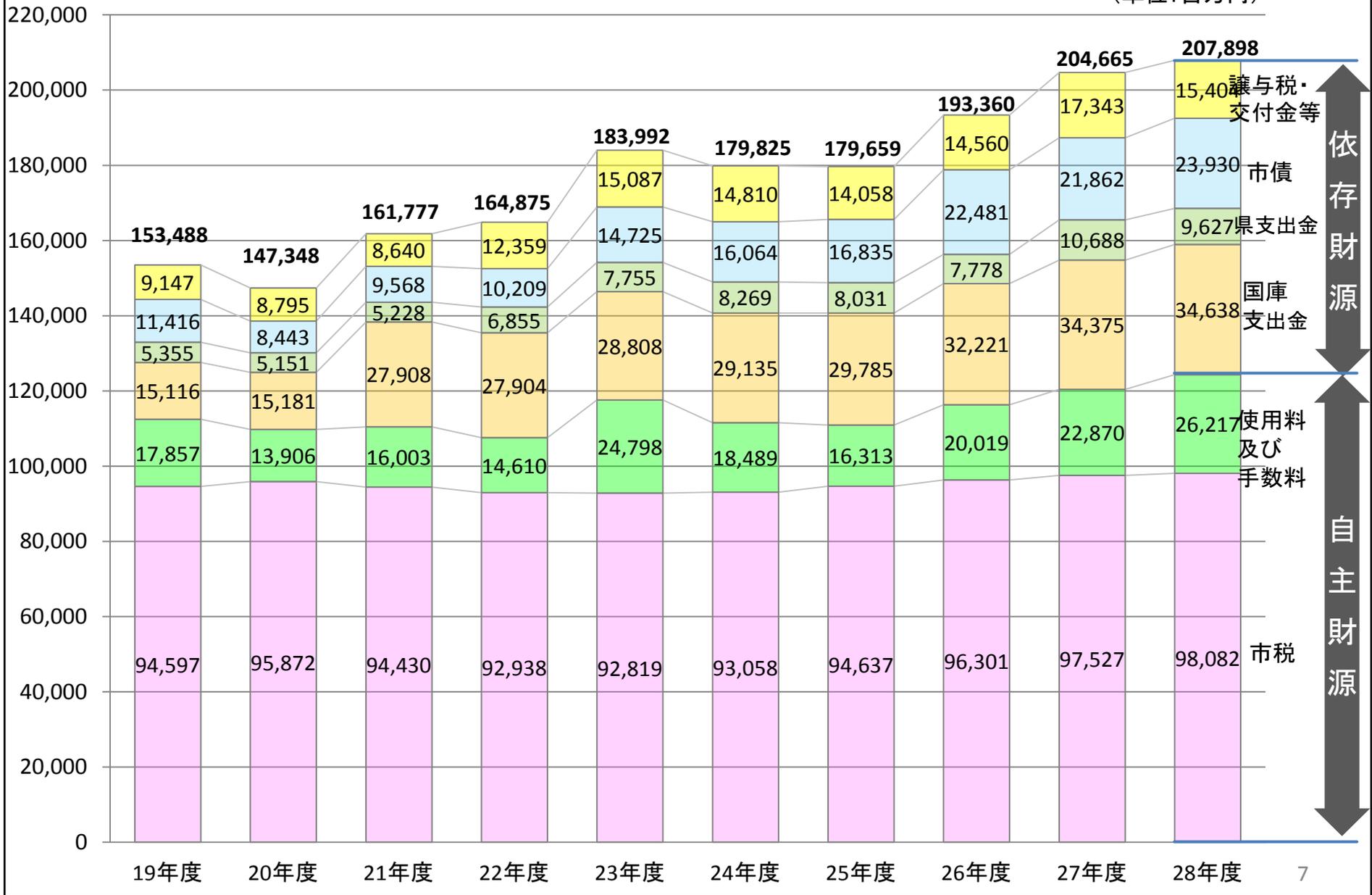
公営企業会計

地方卸売市場事業	13億2,600万円
病院事業	182億4,600万円
公営企業会計合計	195億7,200万円

平成28年度決算の状況(見込)

①一般会計 歳入決算額の推移

(単位:百万円)

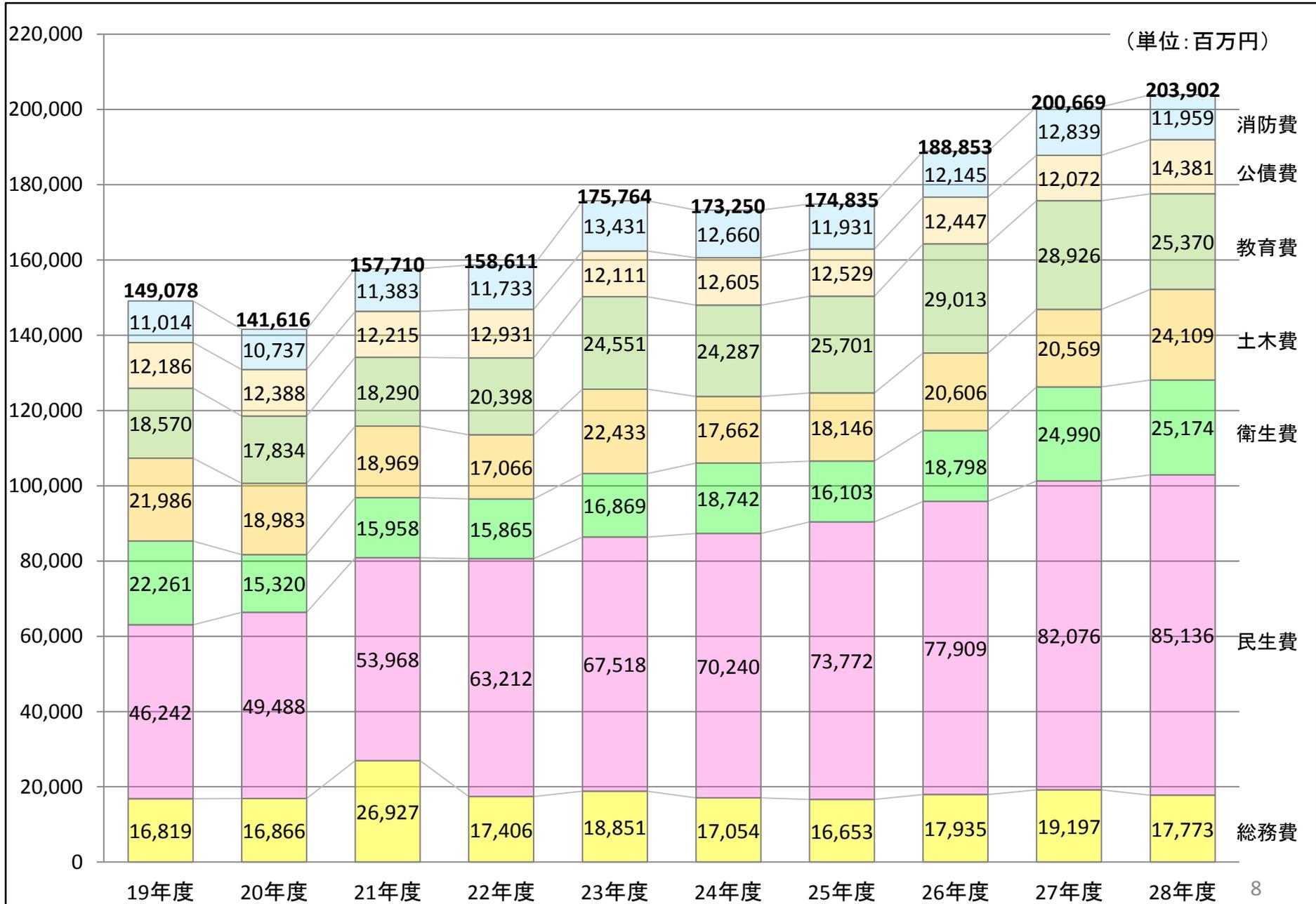


依存財源

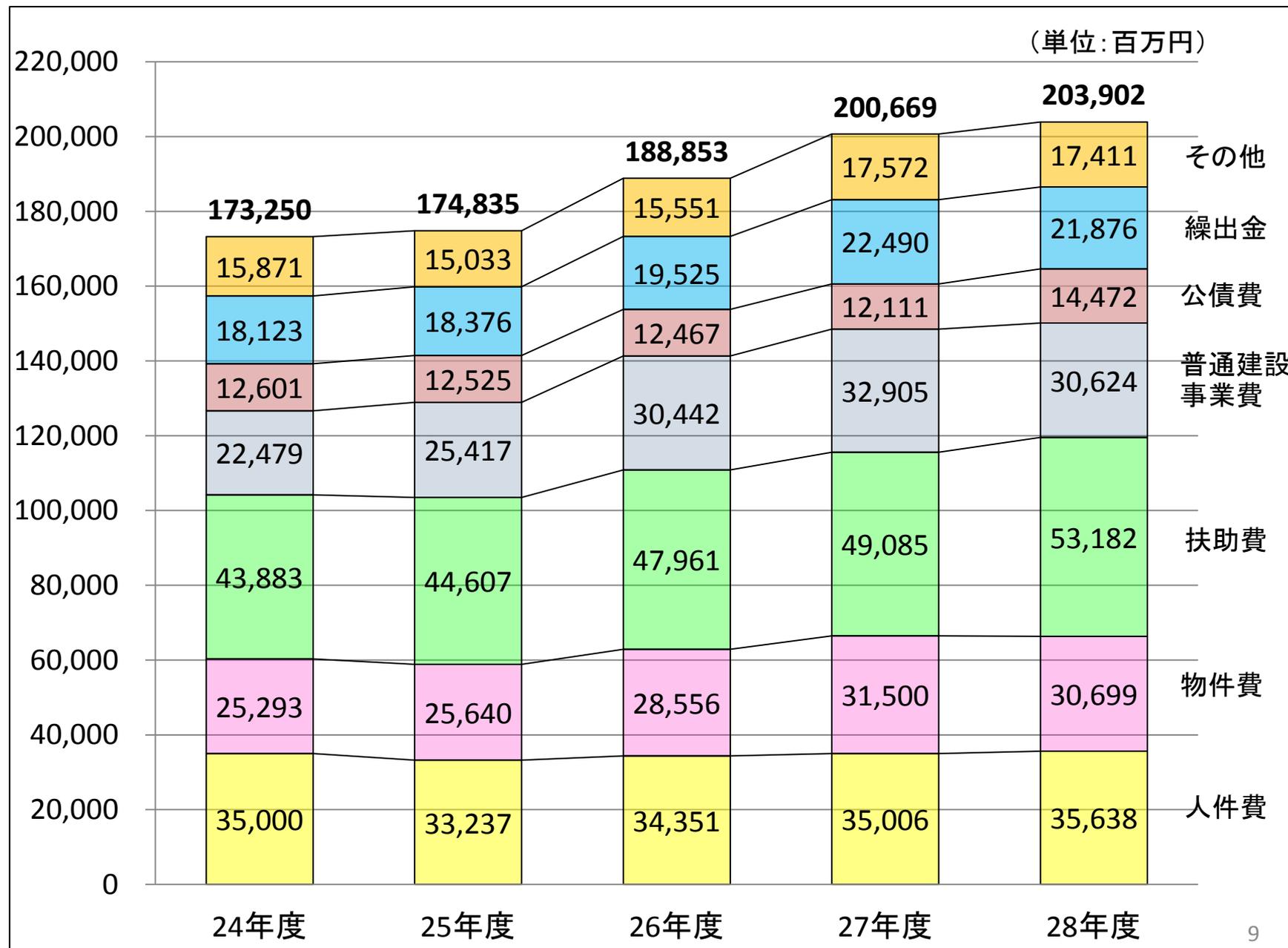
自主財源

②一般会計 歳出決算額（款別）の推移

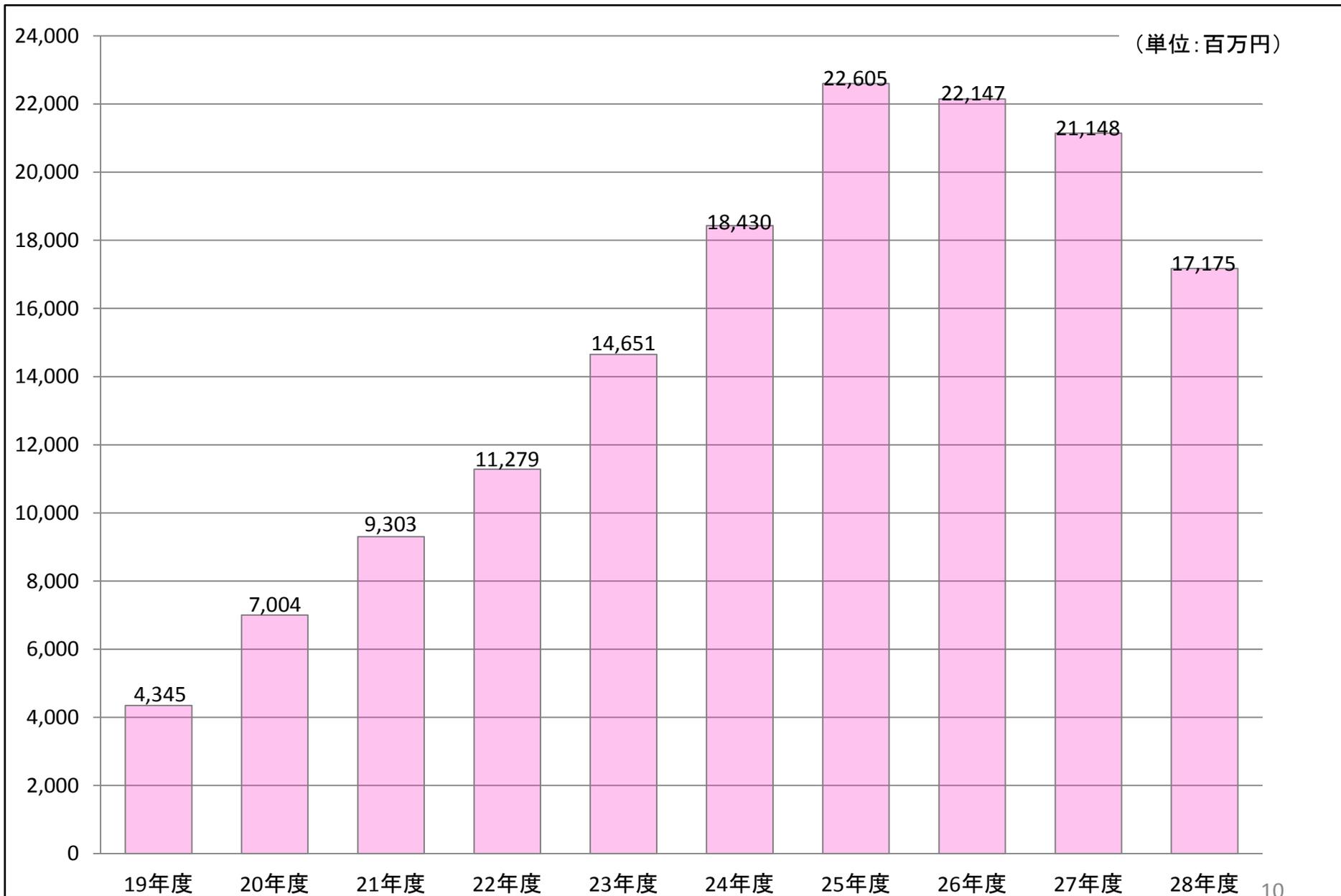
（単位：百万円）



③一般会計 歳出決算額（性質別）の推移

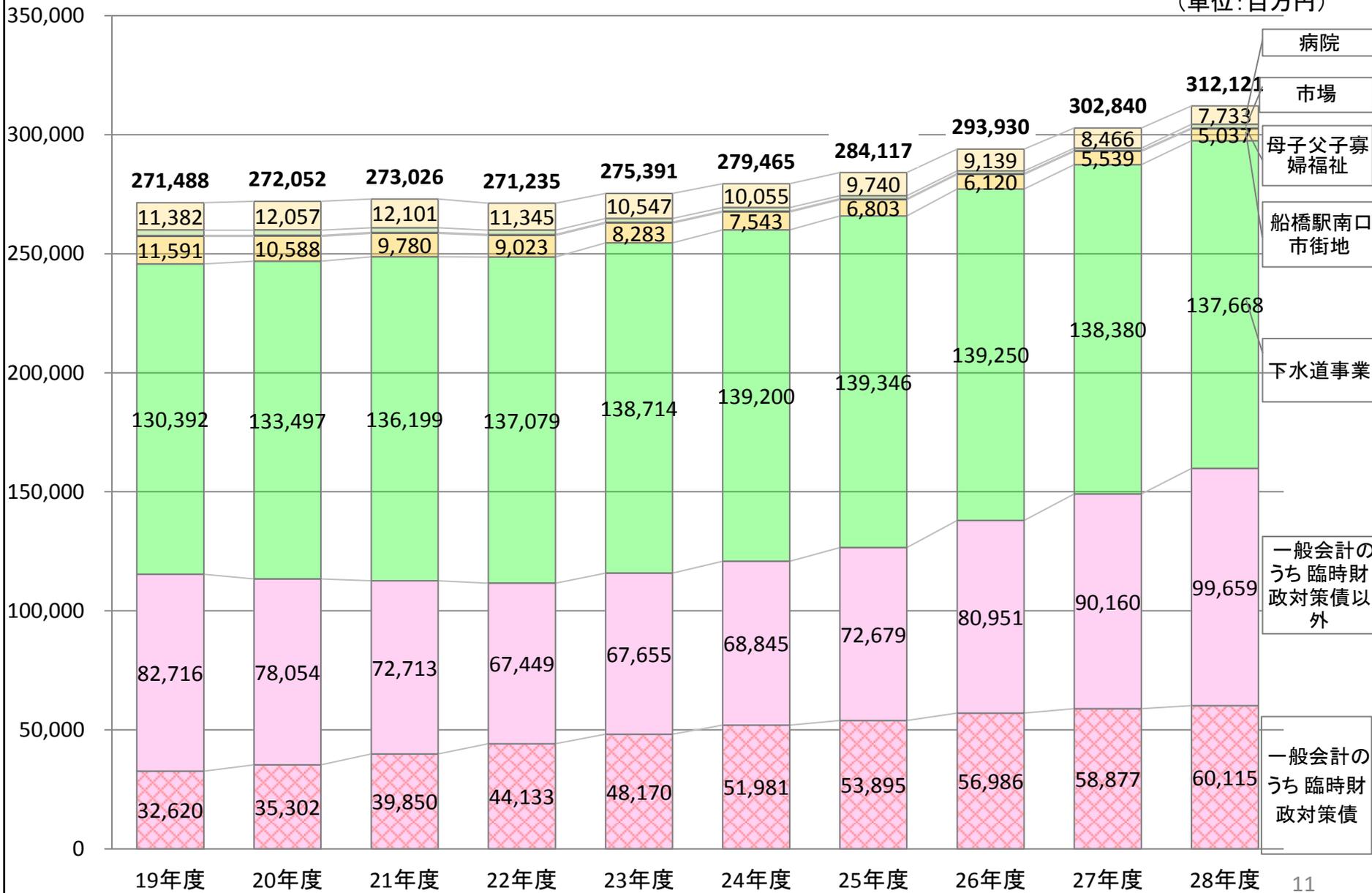


④財源調整基金年度末残高の推移

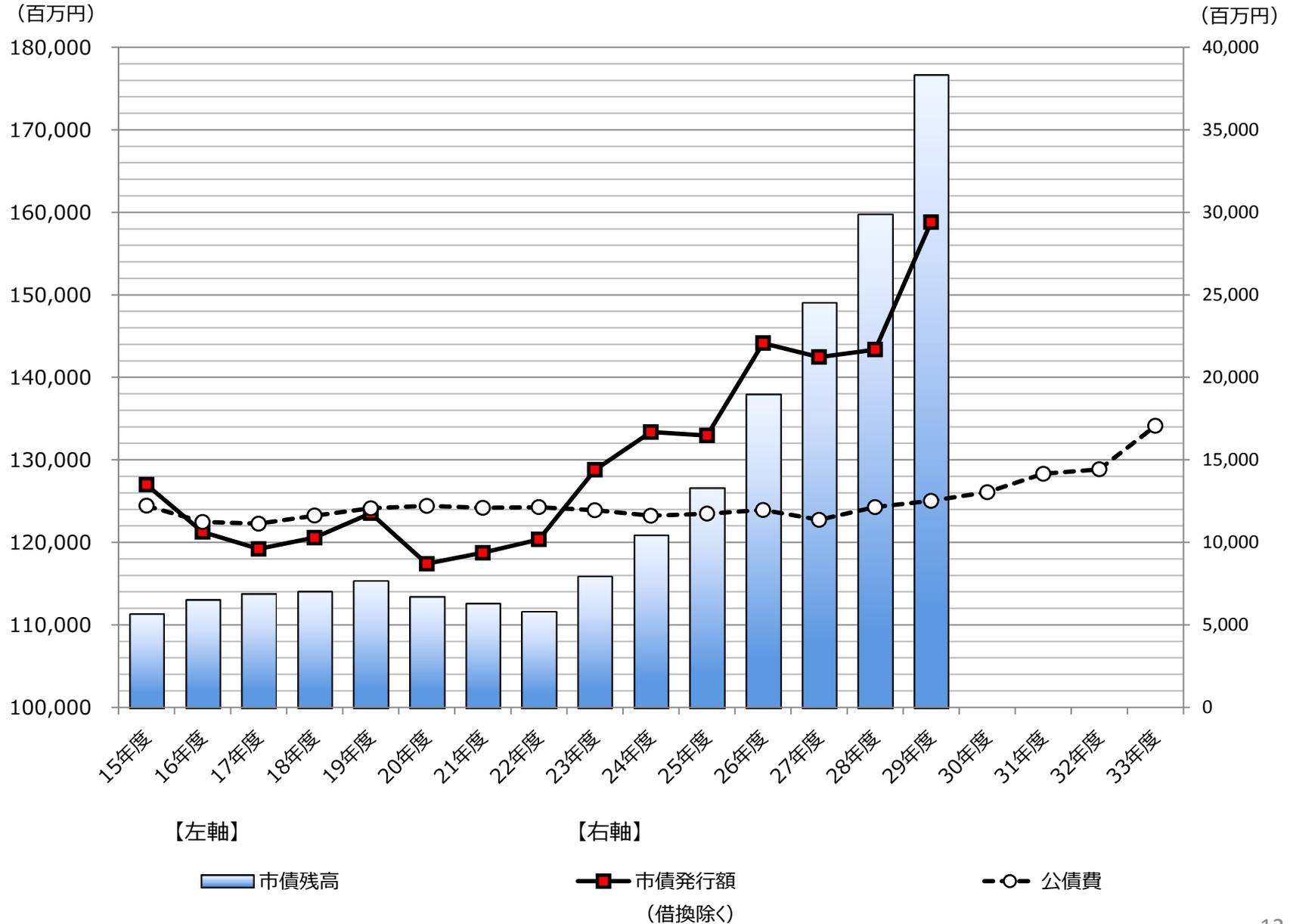


⑤市債残高の推移

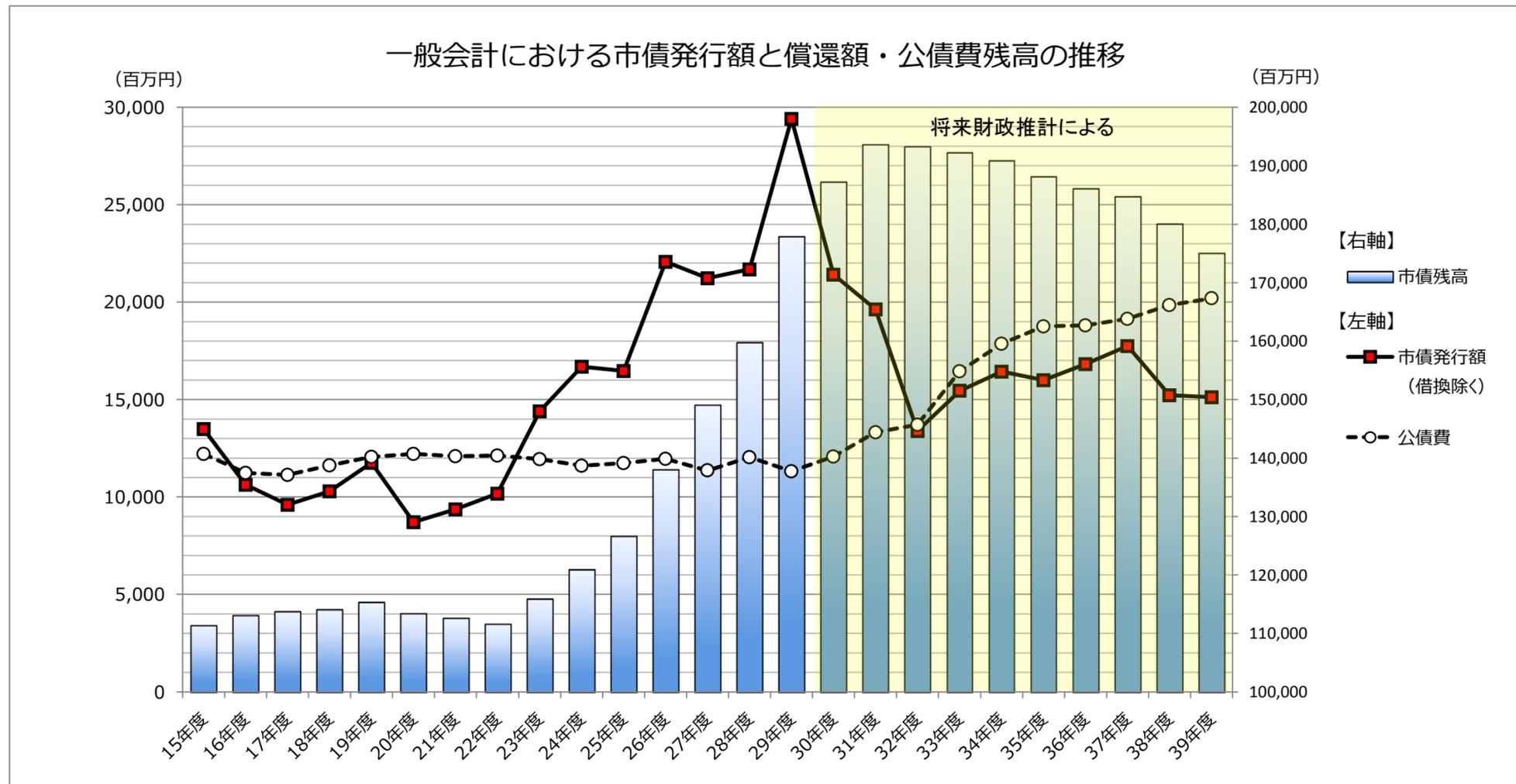
(単位:百万円)



⑥市債発行額と償還額・公債費残高の推移



参考資料(平成29年度第1回行財政改革推進会議配付資料:資料6)

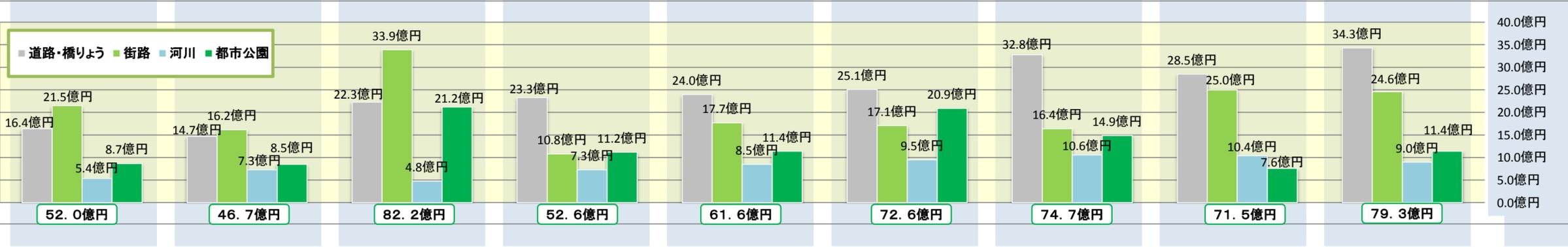
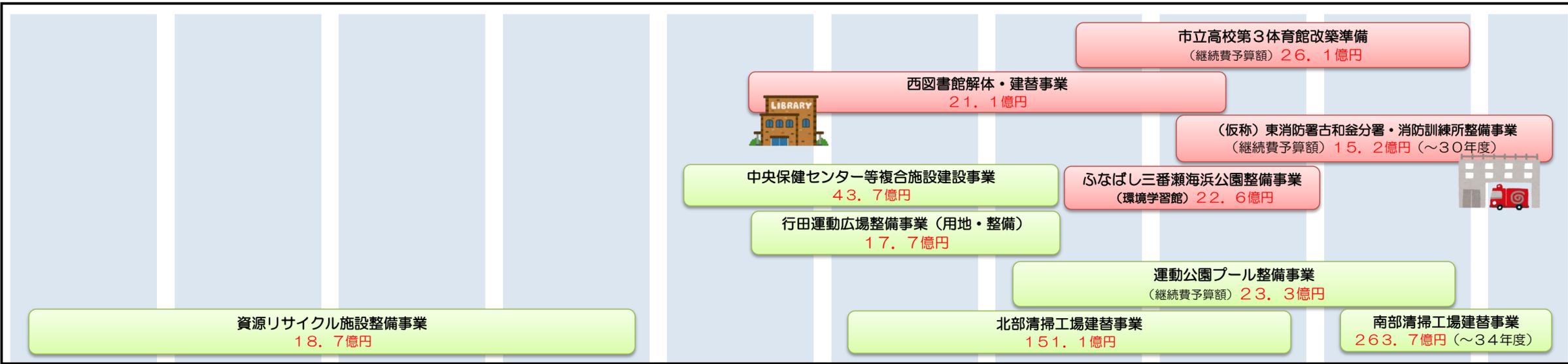
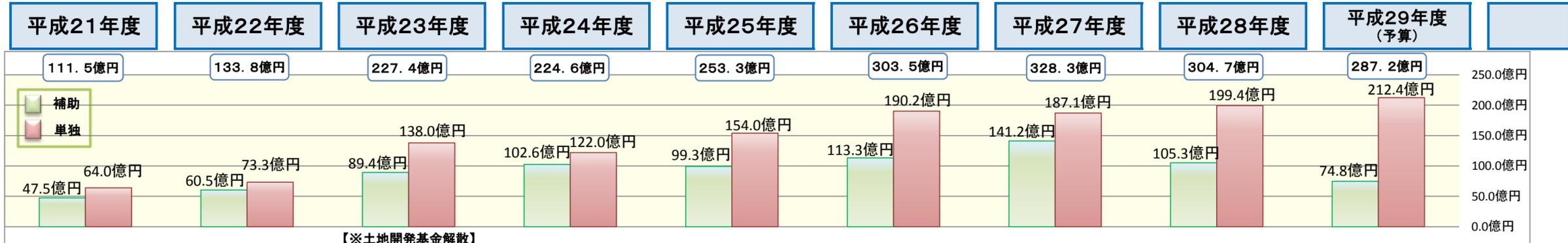


(単位:千円)

	H15年度	H16年度	H17年度	H18年度	H19年度	H20年度	H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度
市債残高	111,284,405	112,966,192	113,730,317	114,048,007	115,335,571	113,355,937	112,563,067	111,582,494	115,824,833	120,825,958	126,573,775	137,936,508	149,037,266	159,773,681
市債発行額 (借換除く)	13,496,300	10,627,200	9,602,900	10,287,800	11,762,800	8,705,800	9,372,700	10,181,700	14,397,700	16,684,700	16,474,500	22,077,300	21,229,800	21,683,500
公債費	12,218,246	11,236,303	11,131,699	11,618,742	12,061,983	12,211,018	12,090,073	12,127,792	11,943,342	11,608,056	11,736,583	11,960,507	11,360,906	12,132,014

	H29年度	H30年度	H31年度	H32年度	H33年度	H34年度	H35年度	H36年度	H37年度	H38年度	H39年度
市債残高	177,872,322	187,216,001	193,524,827	193,210,216	192,216,081	190,787,035	188,033,952	186,048,426	184,648,950	180,024,406	174,953,935
市債発行額 (借換除く)	29,411,407	21,421,204	19,627,880	13,392,125	15,450,353	16,430,427	16,001,417	16,826,025	17,746,605	15,227,771	15,125,926
公債費	12,514,900	13,038,859	14,186,233	14,496,469	17,175,668	18,571,300	19,484,253	19,572,619	19,953,104	20,728,074	21,124,166

【船橋市における普通建設事業について】



事業費総額

大規模施設

学校・保育園関係

空調

都市基盤整備